

令和 8 年 度

岡 山 県 水 防 計 画 書

岡 山 県

水防情報に関するホームページ

- おかやま防災ポータル

<https://www.bousai.pref.okayama.jp/> (パソコン・携帯共通)

QR コード



- 防災情報メール配信サービス

<https://www3.bousai.pref.okayama.jp> (パソコン・携帯共通)

QR コード



- 国土交通省 川の防災情報

<https://www.river.go.jp> (パソコンアドレス)

[https:// www.river.go.jp/portal](https://www.river.go.jp/portal) (携帯アドレス)

QR コード



- 岡山地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/okayama/>

目 次

第1章 総 則	-----	1
第2章 水防組織と責任	-----	1
第1節 水 防 組 織	-----	1
1 県の水防組織	-----	1
2 水防管理団体	-----	2
3 水防協力団体	-----	3
第2節 水 防 の 責 任	-----	3
1 県 の 責 任	-----	3
2 水防管理団体の責任	-----	4
3 岡山地方気象台長の責任	-----	4
4 国土交通省中国地方整備局長の責任	-----	5
5 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長の責任	-----	5
6 放送局、N T T西日本株式会社その他通信報道機関の責任	-----	5
7 各ダム管理事務所長等の責任	-----	5
第3章 水防活動の業務	-----	6
第1節 業 務 の 開 始	-----	6
第2節 非 常 配 置 体 制	-----	6
1 非常配置の種類	-----	6
2 非常配置に着く時期	-----	6
3 非常配置に着くべき指令及び非常招集	-----	6
第3節 業 務	-----	7
1 活動開始の連絡	-----	7
2 情報収集及び連絡	-----	8
3 記 録	-----	8
4 洪 水 予 報	-----	8
5 水 位 情 報	-----	8
6 水 防 警 報	-----	8
7 状況判断及び指示	-----	9
8 通 報	-----	9
9 自衛隊の派遣要請及び受入れの協力	-----	9
10 水防工法の指導	-----	9
第4節 業 務 の 閉 鎖	-----	9
第5節 水防資材及び器具	-----	9
第6節 河川管理者の水防活動への協力	-----	10

第4章 注意報及び警報とその措置	-----	11
第1節 水防活動用の注意報及び警報	-----	11
1 注意報及び警報の種類と発表基準	-----	11
2 注意報及び警報の通知	-----	17
3 水防本部が行う措置	-----	17
第2節 洪水予報及び水防警報とその措置	-----	17
1 国土交通省及び気象庁による洪水予報	-----	17
2 岡山県及び気象庁による洪水予報	-----	21
3 岡山県による水位情報の通知及び周知	-----	23
4 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	-----	28
5 県知事が行う水防警報とその措置	-----	29
第3節 氾濫等の通報	-----	34
1 河川管理者が行う氾濫等の通報	-----	34
第5章 雨量・水位状況の観測及び通報	-----	43
第1節 雨量の観測及び通報	-----	43
1 通報基準	-----	43
2 通報連絡	-----	43
3 通報要領	-----	43
4 通報系統	-----	43
5 水防管理団体への情報提供	-----	43
6 県内雨量観測所	-----	43
第2節 水位の観測及び通報	-----	44
1 通報連絡	-----	44
2 通報要領	-----	44
3 通報系統	-----	44
4 水防管理団体への通報	-----	44
5 県内水位観測所	-----	44
6 主要水位観測所断面図	-----	44
7 潮位観測所	-----	45
第3節 広島県と関連する河川の情報収集	-----	45
1 水位	-----	45
第6章 水防管理団体の業務	-----	46
第1節 業務の開始	-----	46
第2節 業務	-----	46
1 安全確保	-----	46
2 連絡	-----	46
3 情報収集及び記録	-----	46

4	出 動 準 備	46
5	出 動	47
6	非常警報及び作業開始	47
7	警察官等の援助の要請	47
8	水 防 作 業	47
9	応 援	47
10	決壊等の通報及び決壊後の処置	48
11	避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応	48
12	水防報告と水防記録	48
13	費 用 負 担	49
14	水防管理団体の資材等の備蓄基準	49
15	資材の調査及び補充	49
	第3節 業務の閉鎖	49
	第4節 輸 送	49
	第7章 公用負担	50
	第1節 公用負担権限	50
	第2節 公用負担権限委任証明書	50
	第3節 公用負担の証票	50
	第4節 損失の補償	50
	第8章 水門及び樋門の操作	50
	第1節 安全確保	50
	第2節 操 作	50
	第9章 水防標識及び身分証票	51
	第1節 水 防 標 識	51
	第2節 身 分 証 票	51
	第10章 水 防 信 号	51
	第11章 水 防 区 域	51
	第1節 水 防 区 域	51
	第2節 重要水防箇所	51
	第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	51
	第1節 洪水・高潮対応	51
	第2節 津 波 対 応	53
	第13章 水 防 訓 練	54
	第14章 県民局の水防担当区域	55
	別 表	56

參考資料	-----	249
樣 式	-----	264
關係法令	-----	319

令和8年度岡山県水防計画

第1章 総 則

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第7条の規定により洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって県下の各河川、海岸、港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体相互の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について、実施の要領を定め、統制ある水防活動を行うことにより水防の目的を十分果たし得ることを確保するものである。

なお、この計画に定めのない事項については、岡山県地域防災計画の定めるところによる。

第2章 水防組織と責任

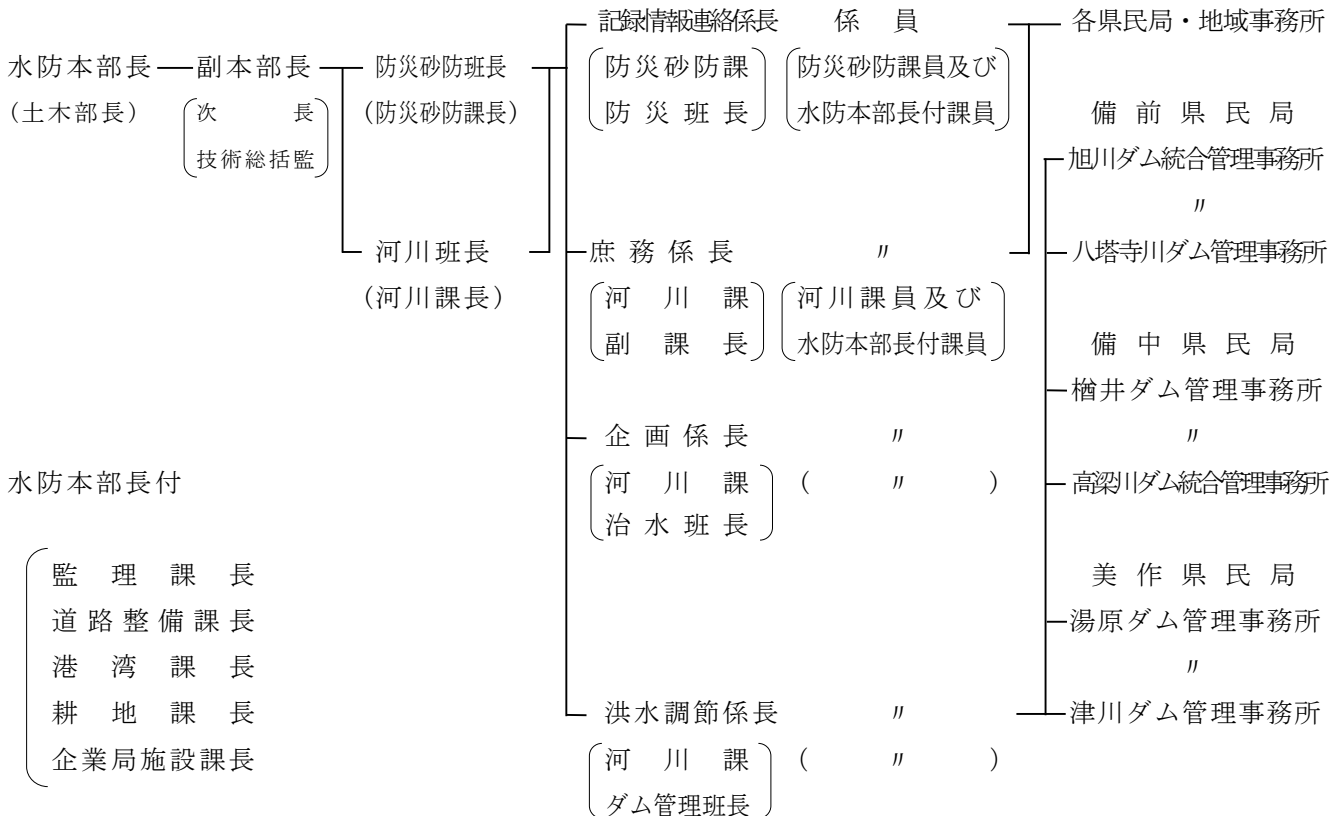
第1節 水防組織

1 県の水防組織

(1)水防活動を行う県の組織は、岡山県水防本部（以下「水防本部」という。）とする。ただし、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）に基づく岡山県災害対策本部（以下「県本部」という。）が設置されたときは、その定めるところによるものとする。

(2)水防本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

イ 組 織



ロ 事務分掌及び配置基準

	係名	事務分掌		配置基準		
		細則	業務内容	注意体制	警戒体制	非常体制
水防	記録情報連絡係	情報収集	1 雨量、水位、被害状況等の水防に関する各種情報の収集	計	計	所
		広報連絡	1 水防本部指示の伝達 2 報道機関との連絡調整 3 水防関係機関との連絡調整			
		記録	1 気象状況、水防活動状況、被害状況等の記録及び記録の整備			
本	庶務係	資材給与	1 水防資材の調達に関すること。 2 配置要員の給与に関すること。	3	6	属
		輸送連絡	1 水防資材の輸送に関すること。 2 自動車等輸送手段の確保に関すること。			
		その他一般庶務				
部	企画係	状況判断	1 諸状況の判断及び各種指令に関すること。	名	名	全
		緊急対策	1 各種対策の企画立案に関すること。			
		技術指導	1 水防作業の技術指導に関すること。			
	洪水調節係	洪水調節	1 ダムの洪水調節に関すること。 2 ダム放流の通知通報に関すること。 3 ダムの流入量、放流量及び洪水波の記録に関すること。	以	以	員
				上	上	

注 配置人員については、予想される災害の規模範囲等により適宜水防本部長が決定するものとする。

ハ 県民局の事務分掌

- ・ 雨量及び水位に関する情報並びにダム放流に関する情報の収集と関係機関への通報
- ・ 堤防の決壊等被害情報の収集及び伝達
- ・ 気象状況、水防活動状況、被害状況等の記録
- ・ 水防管理団体からの要請に基づく水防作業の技術指導
- ・ 水防管理団体からの要請に基づく水防資材の提供

ニ その他対策関係課

上記イ、ロ及びハに定めるほか、風水害対策を行う県の機関の名称、組織及び事務分掌については、岡山県地域防災計画等の定めるところによるものとする。

2 水防管理団体

(1) 定義

水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村又は水防事務を共同処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。(法2②)水防管理者とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。(法2③)

(2)種 別

イ 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、法第4条の規定により知事が指定したものであり、別表第61号(P.247)のとおりである。

ロ 非指定水防管理団体

指定水防団体以外の水防管理団体である。

(3)組 織

各水防管理団体は、水防管理者の所轄のもとに水防団又は消防機関を置き、水防団についてはその設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項を定めておくものとする。(法5、6)

3 水防協力団体

(1)水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、下記(2)に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

(2)水防協力団体の業務

- ・水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ・水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ・水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ・水防に関する調査研究
- ・水防に関する知識の普及、啓発
- ・上記に附帯する業務

第2節 水防の責任

1 県の責任

- (1)岡山県管内における水防体制と組織の確立、強化を図るとともに各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導と水防能力の確保に努めること。(法3の6)
- (2)県知事は、国土交通大臣が指定した河川(吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川)以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして自らが指定した河川(笹ヶ瀬川、足守川、旭川中流部)について、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法11)
- (3)県知事は、国土交通大臣が指定した河川(吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川)又は自らが指定した河川(笹ヶ瀬川、足守川、旭川中流部)以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、関係水防管理団体及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。(法13)

- (4) 県知事は、法第 11 条及び第 13 条の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省令で定めるところによる、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。(法 14)
- (5) 県知事は、国土交通大臣が洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）について行う水防警報の通知を受けたときは、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。(法 16)
- (6) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。(法 16)
- (7) 県知事は、法第 10 条の規定による通知(洪水予報)を受けたときは、直ちに水防管理者及び量水標等の管理者にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
- (8) 県知事は、旭川ダム、湯原ダム、河本ダム、高瀬川ダム、鳴滝ダム、八塔寺川ダム、津川ダム、檜井ダム、千屋ダム、竹谷ダム、三室川ダム、河平ダム、黒木ダム、鬼ヶ岳ダム、大佐ダム、久賀ダム、香々美ダム、瀧の宮ダム、滝山ダム、日笠ダム、恩木ダム、槇谷ダム、黒谷ダム及び新田原井堰（以下「各ダム等」という。）の洪水調節について、洪水が下流住民に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該各ダム等の操作について河川の状況を総合的に考慮して必要な措置をとるべきことをダム統合管理事務所長、ダム管理事務所長、ダム管理主任技術者及び井堰管理責任者（以下「各ダム管理事務所長等」という。）に指示しなければならない。
- (9) 県知事は、県の水防計画で定める県管理河川について、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 24 の 2)
- (10) 県知事は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態発生の通報を受領したときは、当該通報に係る事項を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 25)

2 水防管理団体の責任

(1) 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は、県の水防計画に準じてそれぞれの実情に沿った水防計画を毎年策定し、その計画に基づいて管内の水防を十分に果たさなければならない。

水防計画を策定したとき又は変更したときは、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。ただし、変更に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(2) 非指定水防管理団体の責任

非指定水防管理団体は、県の水防計画に基づいて各々その管内の水防を十分に果たさなければならない。

3 岡山地方気象台長の責任

- (1) 岡山地方気象台長は、気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 10)

(2)岡山地方気象台長は、法第 10 条の規定により指定された河川については岡山河川事務所長と共同して、法第 11 条の規定により指定された河川については県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 国土交通省中国地方整備局長（以下「中国地方整備局長」という。）の責任

中国地方整備局長は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（以下「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。また、中国地方整備局長は、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知するとともに、水防本部長に通報するものとする。特定緊急水防活動を終了しようとするときも同様とする。（法 32）

5 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「岡山河川事務所長」という。）の責任

(1)岡山河川事務所長は、吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川について、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法 10）

(2)岡山河川事務所長は、吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川について、洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省令で定めるところによる、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。（法 14）

(3)岡山河川事務所長は、吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川について洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防警報をしなければならない。（法 16）

(4)前項の水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県知事に通知しなければならない。（法 16）

(5)岡山河川事務所長は、吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川について、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、これを水防本部長に通報しなければならない。

(6)岡山河川事務所長は、吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川について、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法 24 の 2）

6 放送局、N T T 西日本株式会社その他通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信及び報道が最も迅速に行われるように協力しなければならない。（法27）

7 各ダム管理事務所長等の責任

各ダム等及びその他の利水ダムを管轄する各ダム管理事務所長等は、各ダム等の操作規則又は操作規程若しくは管理規程（以下「操作規則等」という。）に従い各ダム等の操作を行うとともに水防活動時においては操作の状況を速やかに水防本部長及び岡山河川事務所長に通報しなければならない。

第3章 水防活動の業務

第1節 業務の開始

水防活動は、岡山地方気象台から第4章第1節に定める水防活動用の注意報、警報（以下「水防活動用の注意報、警報」という。）が発せられたとき又は水防管理者の報告その他により水防本部長が必要と認めるときに、その業務を開始する。ただし、レベル2高潮注意報発表時にあっては水防本部長がその必要を認めるときとするとともに、各ダム等にあつては操作規則等の定めるところによるものとする。

第2節 非常配置体制

業務を開始するときは、直ちに次に定める非常配置体制を確立しなければならない。ただし、各ダム等については、操作規則等の定めるところによるものとする。

1 非常配置の種類

(1) 注意体制

少数の人員をもって活動を開始し、諸情報の収集、連絡等を主にして行い、状況の推移によっては直ちに警戒体制に必要な要員の招集その他の活動ができる体制とする。

(2) 警戒体制

各係所要の人員を配備して活動を実施し、緊急事態が発生すればそのまま必要な活動を遅滞なく遂行できる体制とする。

(3) 非常体制

各係、所属人員全員をもってこれに当たる完全な活動体制とする。

2 非常配置に着く時期

(1) 注意体制

岡山地方気象台から水防活動用の注意報が発表されたとき又は水防管理者の報告その他により水防本部長がその必要を認めるときであり、かつ、今後の状況の推移に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までにかなり時間的余裕があると認められるとき。

(2) 警戒体制

岡山地方気象台から水防活動用の警報が発表されたとき、第4章第2節に定める水防警報が発せられたとき又は大規模な災害が予想されるときで水防本部長が必要と認めるとき。

(3) 非常体制

イ 非常事態が近く発生すると予想されるとき。

ロ 局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から水防本部長が必要と認めるとき。

3 非常配置に着くべき指令及び非常招集

(1) 注意体制

水防活動が開始されるときは、指令及び非常招集の手続を要せず自動的に所定の要員が任務に就くものとする。

イ 勤務時間外においては、注意体制配置要員は直ちに参集し、防災砂防班長に報告する。

ロ 防災砂防課は、次の表の左欄の課所の災害連絡要員に連絡する。

ハ 危機管理課は、次の表の右欄の課所の災害連絡要員に連絡する。

ニ ロ及びハの規定にかかわらず、別に定めるところにより、出水期における連絡体制については、携帯電話により連絡を行うことができるものとする。

体制	防災気象情報	水防本部による伝達先	危機管理課による伝達先
注意体制	レベル2大雨注意報 レベル2氾濫注意報	道路整備課、 各ダム(統合)管理事務所	各県民局・地域事務所、耕地課、治山課、防災砂防課
	レベル2土砂災害注意報	道路整備課	各県民局・地域事務所、耕地課、治山課、防災砂防課
	レベル2高潮注意報	港湾課、各県民局・地域事務所	
	津波注意報	道路整備課、港湾課	備前県民局、備中県民局、東備地域事務所、井笠地域事務所、福祉企画課、耕地課、水産課、防災砂防課、企業局施設課
警戒体制	レベル3大雨警報 レベル4大雨危険警報 レベル3氾濫警報	監理課、道路整備課、 各ダム(統合)管理事務所 港湾課(※注3)	各県民局・地域事務所、公聴広報課、総務学事課、財産活用課、保健医療課、福祉企画課、農政企画課、[農産課]、耕地課、治山課、水産課、防災砂防課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、[教育庁財務課]
	レベル4氾濫危険警報		各県民局・地域事務所、公聴広報課、政策推進課、総務学事課、県民生活課、環境企画課、保健医療課、福祉企画課、産業企画課、農政企画課、監理課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、警察本部警備課
	レベル3土砂災害警報 レベル4土砂災害危険警報	監理課、道路整備課	各県民局・地域事務所、公聴広報課、総務学事課、財産活用課、保健医療課、福祉企画課、農政企画課、[農産課]、耕地課、治山課、水産課、防災砂防課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、[教育庁財務課]
	レベル3高潮警報 レベル4高潮危険警報	道路整備課、港湾課	備前県民局、備中県民局、東備地域事務所、井笠地域事務所、公聴広報課、財産活用課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、防災砂防課、企業局施設課
	津波警報		備前県民局、備中県民局、東備地域事務所、井笠地域事務所、公聴広報課、総務学事課、県民生活課、環境企画課、保健医療課、福祉企画課、産業企画課、農政企画課、水産課、監理課、用度課、企業局施設課、教育庁教育政策課、警察本部警備課

- 注 1 [] 書の課所には主管課から伝達する。
2 県下に大雨、洪水、土砂災害、高潮の特別警報、大津波警報（特別警報）が発表されたときなど、岡山県災害対策本部が設置された場合、岡山県水防本部は岡山県災害対策本部に統合される。
3 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市に発表された場合。
4 土砂災害の注意報、警報又は危険警報が発表された場合、近年増加傾向にある土砂・洪水氾濫等の影響を踏まえ、前項の記載「水防本部長が必要と認めるとき」により非常配置に着くものとする。

(2) 警戒体制

水防本部長が指令し、部員を非常招集するものとする。勤務時間外においては、警戒体制配置要員を非常招集するものとする。

(3) 非常体制

水防本部長が指令し、部員を非常招集するものとする。

第3節 業務

水防本部長の総指揮の下に防災砂防班長及び河川班長を中心として、各班、各県民局、各ダム管理事務所は一体的協力のもとに次の業務を行う。

1 活動開始の連絡

水防活動を開始した旨、水防活動を開始するに至った諸状況（水防活動用の注意報、警報をいう。）及び所要の指示注意事項を同時に別表第1号及び別表第1号の2(P.56～P.59)に示す受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通知するとともに、事後の連絡を確保すること。

2 情報収集及び連絡

(1) 気象の情報

岡山地方気象台から水防活動用の注意報、警報の通知を受けたときは、別表第1号の3(P.60～P.61)の災害予警報受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通知すること。

(2) 雨量、水位及び潮位

岡山県水防テレメーターシステム、岡山河川事務所、各県民局、岡山地方気象台、黒木ダム、鬼ヶ岳ダム、大佐ダム、久賀ダム、香々美ダム、瀧の宮ダム、滝山ダム、日笠ダム、恩木ダム、槇谷ダム、黒谷ダム及び新田原井堰から雨量(別表第44号(P.131～P.132))、水位(別表第47号(P.173))及び潮位(別表第48号(P.174))の通報系統により情報を集め、必要に応じ関係機関に通報すること。

(3) ダム及び水門の放流

各ダム管理事務所長等又は水門管理者から放流の通知を受けたときは、直ちに別表第7号から別表第40号(P.73～P.120)までの通報連絡系統図に従って関係の部局、班及び外部諸機関に通知すること。

3 記 録

岡山地方気象台、岡山河川事務所、各県民局及び水防管理団体その他観測所から集まる情報を分類、整理し、これを様式第5号(P.312～P.317)により記録、保存すること。ただし、水防テレメーターシステムによる出力帳票により記録及び保存のできる事項については、前段の規定にかかわらず、当該出力帳票により、これに代えることができる。

4 洪水予報

岡山河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、別表第2号から第4号(P.63～P.70)までの洪水予報伝達系統図に従って通報すること。また、県民局長が洪水予報を発するときは、別表第5号及び第6号(P.71～P.72)の洪水予報伝達系統図に従って通知すること。(法10、法11)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う。

5 水位情報

各県民局長は、河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び氾濫発生水位に達したとき又は氾濫が発生したときは、第4章第2節第3項第3号の周知伝達系統図(P.27)に従って通知すること。(法12、13) また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う。

6 水防警報

岡山河川事務所から水防警報の通知を受けたときは第4章第2節第4項第4号の通報伝達系統図(P.29)に従って、県民局長が水防警報を発するときは同節第5項第4号の通報伝達系統図(P.34)に従って通知すること。(法16)

7 状況判断及び指示

各県民局長は、気象状況、雨量及び水位等に基づき、それぞれの地区の出水状況を把握し、防災砂防班長と連絡しながら管内水防管理団体に対し必要な措置を指示することができるものとする。(法 30)

8 通 報

(1) 氾濫等の通報

各県民局長は、第4章第3節1項第1号に定める県管理河川について、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、同項第3号の氾濫等の通報伝達系統図に従って、関係機関へ通知すること。(法 24 の 2)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の緊急安全確保措置の判断に資するため、市町村長への通知も行う。(法 13 の 4)

(2) 決壊・漏水等の通報

各県民局長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態発生 of 通報を受理したときは、別表第1号の4(P.62)の決壊等の通報伝達系統図に従って通知すること。(法 25)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の緊急安全確保措置の判断に資するため、市町村長への通知も行う。(法 13 の 4)

9 自衛隊の派遣要請及び受入れの協力

- (1) 防災砂防班長は、水災が予想され、自衛隊との連絡を密にする必要があると認められるときは、その旨を危機管理課長に連絡すること。
- (2) 防災砂防班長は、水災に際し、市町村から自衛隊の派遣要請があった場合には、直ちに危機管理課長に連絡すること。
- (3) 防災砂防班長は、自ら自衛隊の派遣を必要と認めるときは、水防本部長へ報告するとともに危機管理課長と協議すること。
- (4) 自衛隊の派遣要請を決定したときは、危機管理監は、岡山県地域防災計画の定めに従い、直ちに要請手続を行うとともに、関係各部の協力を得て受入れ体制を整備すること。

10 水防工法の指導

各県民局長は、水防本部長の指示を受けたとき又は水防管理団体の要請を受け必要と認めるときは、現場に職員を派遣し、水防工法その他必要な措置について指導しなければならない。

第4節 業務の閉鎖

岡山地方气象台から水防活動用の注意報、警報の解除の通知があり、洪水、津波又は高潮の危険が去ったと判断されたときは、水防本部長は、水防活動の停止を命じ、その旨を別表第1号の受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通報すること。ただし、各ダム等については、操作規則等の定めるところによるものとする。

第5節 水防資材及び器具

- 1 各県民局長は、水防管理団体の水防倉庫資材備蓄状況を調査し、その充実強化を指導するものとする。

- 2 県管理水防倉庫の位置及び資材の備蓄状況は、別表第 41 号及び別表第 42 号(P. 121～P. 124)のとおりであり、その使用については、水防管理団体等の要請により、県民局長が決定するものとする。

第 6 節 河川管理者の水防活動への協力

河川管理者（中国地方整備局長及び岡山県知事）は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材の提供
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資材を収集し、及び提供するための職員の派遣

第4章 注意報及び警報とその措置

第1節 水防活動用の注意報及び警報

水防活動用の注意報、警報とは、気象業務法に基づき岡山地方気象台が行う一般の利用に適合する大雨、洪水及び高潮の注意報、警報又は危険警報並びに気象庁が行う津波予報区岡山県対象の津波注意報及び警報をいう。

発表に際しては、特に「水防活動用」の語は冠しないものとする。

1 注意報及び警報の種類と発表基準

注意報は、気象等の原因により、災害が起こるおそれがあると予想されるとき、注意を呼びかけるために行うものをいい、警報は、気象等の原因により重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒を呼びかけるために行うものをいう。さらに、重大な災害が起こるおそれが大きいと予想される場合に危険警報を発表し、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表する。

注意報及び警報のうち水防活動の利用に適合するものの種類及び発表の具体的な基準は、次表のとおりである。

(1) 岡山地方気象台が発表する水防活動用の注意報、警報の種類及び発表基準

(語句の説明) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

(参 考) 気象庁ホームページ【注意報、警報の発表基準一覧表(岡山県)】
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/okayama.html>

1 レベル2大雨注意報基準				
市町村を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準
岡山地域	岡山市	11	倉安川流域=1.7 砂川(東区)流域=13.9 宇甘川流域=16.5 倉敷川流域=13.1 砂川(北区)流域=7.2	吉井川流域=(8, 45.7) 旭川流域=(5, 27) 百間川流域=(7, 2.7) 倉安川流域=(8, 1.3) 砂川(東区)流域=(5, 8.9) 宇甘川流域=(8, 16.5) 笹ヶ瀬川流域=(5, 17.8) 足守川流域=(7, 14.4)
	玉野市	9	宇藤木川流域=3.6	宇藤木川流域=(7, 2.8)
	瀬戸内市	9	千田川流域=6.1	千田川流域=(7, 4.9)
	吉備中央町	7	宇甘川流域=14.8 豊岡川流域=7	宇甘川流域=(5, 11.8) 豊岡川流域=(5, 5.6)
東備地域	備前市	7	金剛川流域=12.4 八塔寺川流域=12.4 伊里川流域=7	金剛川流域=(5, 9.9) 八塔寺川流域=(5, 12.2) 伊里川流域=(5, 7)
	赤磐市	9	砂川流域=11.6	吉井川流域=(7, 36.5) 砂川流域=(7, 9.4)
	和気町	8	八塔寺川流域=12.5	吉井川流域=(5, 38) 金剛川流域=(5, 18.5)
倉敷地域	倉敷市	10	倉敷川流域=3.5 里見川流域=10.7 足守川流域=14.7	高梁川流域=(7, 68.9) 小田川流域=(9, 25.2) 倉敷川流域=(5, 3.4) 里見川流域=(7, 6.5)
	総社市	10	横谷川流域=10.4	高梁川流域=(5, 34.6) 横谷川流域=(5, 10.4)
	早島町	10	汐入川流域=3	汐入川流域=(5, 2.9)
井笠地域	笠岡市	8	小田川流域=22.4	—
	井原市	7	小田川流域=21.2	小田川流域=(5, 16.7)
	浅口市	8	里見川流域=8.8	里見川流域=(6, 8.4)
	里庄町	6	里見川流域=2.6	里見川流域=(5, 2.6)
	矢掛町	6	小田川流域=26.8	小田川流域=(5, 21.4)
高梁地域	高梁市	6	高梁川流域=41.7 成羽川流域=35.2	成羽川流域=(5, 25.2)
新見地域	新見市	8	高梁川流域=15.8 小坂部川流域=17.1 西川流域=16.9	高梁川流域=(7, 15.8) 小坂部川流域=(6, 13.7) 西川流域=(6, 16.9)
真庭地域	真庭市	6	旭川流域=17.2 備中川流域=14.3 月田川流域=12.3	旭川流域=(5, 17.2) 備中川流域=(5, 14.3)
	新庄村	8	新庄川流域=12.5	新庄川流域=(6, 10)
津山地域	津山市	9	吉井川流域=35.7 加茂川流域=24.4 宮川流域=8 倭文川流域=8.3	吉井川流域=(7, 26) 加茂川流域=(7, 19.5) 宮川流域=(7, 6.4)
	鏡野町	10	吉井川流域=26.1 香々美川流域=12	吉井川流域=(8, 25.8) 香々美川流域=(8, 9.6)
	久米南町	9	誕生寺川流域=11.2	誕生寺川流域=(5, 9.6)
	美咲町	6	吉井川流域=44.8 吉野川流域=30.3 甲和気川流域=4.8 旭川流域=43.7	吉井川流域=(5, 35.8) 吉野川流域=(5, 24.2) 甲和気川流域=(5, 3.8)
勝英地域	美作市	6	吉野川流域=19.4 梶並川流域=15 滝川流域=12 山家川流域=8.6	吉野川流域=(5, 15.5) 梶並川流域=(6, 10.5) 山家川流域=(6, 8.6)
	勝央町	7	滝川流域=9.8	滝川流域=(5, 9.3)
	奈義町	8	滝川流域=8.1	滝川流域=(6, 6.5)
	西栗倉村	6	吉野川流域=12.1	吉野川流域=(5, 12.1)

複合基準：(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

2 レベル3大雨警報基準				
市町村を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準
岡山地域	岡山市	14	倉安川流域=2.2 砂川(東区)流域=17.4 宇甘川流域=20.7 倉敷川流域=16.4 砂川(北区)流域=9.1	旭川流域=(8, 30) 百間川流域=(8, 3.1) 倉安川流域=(12, 1.4) 砂川(東区)流域=(10, 13.1) 宇甘川流域=(8, 20.4) 笹ヶ瀬川流域=(8, 19.8) 足守川流域=(8, 16.2)
	玉野市	16	宇藤木川流域=4.5	宇藤木川流域=(7, 3.9)
	瀬戸内市	14	千田川流域=7.7	千田川流域=(7, 6.9)
	吉備中央町	12	宇甘川流域=18.6 豊岡川流域=8.8	宇甘川流域=(5, 16.7) 豊岡川流域=(5, 7.9)
東備地域	備前市	16	金剛川流域=15.6 八塔寺川流域=15.6 伊里川流域=8.8	金剛川流域=(5, 13.4) 八塔寺川流域=(5, 13.5) 伊里川流域=(13, 7.9)
	赤磐市	15	砂川流域=14.5	吉井川流域=(7, 40.5) 砂川流域=(7, 13)
	和気町	12	八塔寺川流域=15.7	吉井川流域=(5, 42.2) 金剛川流域=(7, 20.5)
倉敷地域	倉敷市	16	倉敷川流域=4.4 里見川流域=13.4 足守川流域=18.4	高梁川流域=(8, 76.5) 小田川流域=(9, 28.1) 倉敷川流域=(8, 3.9) 里見川流域=(8, 9.2)
	総社市	14	槇谷川流域=13	高梁川流域=(10, 38.4)
	早島町	13	汐入川流域=3.7	—
井笠地域	笠岡市	13	小田川流域=28	—
	井原市	11	小田川流域=26.6	小田川流域=(5, 18.6)
	浅口市	14	里見川流域=11	里見川流域=(6, 10.5)
	里庄町	10	里見川流域=3.4	—
高梁地域	矢掛町	10	小田川流域=33.6	小田川流域=(5, 30.2)
	高梁市	11	高梁川流域=52.2 成羽川流域=44.1	成羽川流域=(5, 39.6)
新見地域	新見市	13	高梁川流域=19.8 小坂部川流域=21.4 西川流域=21.2	高梁川流域=(8, 18.9) 小坂部川流域=(6, 19.2) 西川流域=(6, 19)
真庭地域	真庭市	10	旭川流域=34.3 備中川流域=17.9 月田川流域=15.4	旭川流域=(5, 33.8) 備中川流域=(5, 15.9)
	新庄村	12	新庄川流域=15.7	—
津山地域	津山市	12	吉井川流域=44.6 加茂川流域=30.6 宮川流域=13.6 倭文川流域=10.4	吉井川流域=(7, 39.1) 加茂川流域=(9, 29.8)
	鏡野町	14	吉井川流域=32.7 香々美川流域=15.1	吉井川流域=(8, 29.4) 香々美川流域=(8, 13.5)
	久米南町	12	誕生寺川流域=14	誕生寺川流域=(7, 12.6)
	美咲町	9	吉井川流域=56.1 吉野川流域=37.9 甲和気川流域=6 旭川流域=54.7	吉井川流域=(5, 54.5) 吉野川流域=(5, 33) 甲和気川流域=(5, 5.5)
勝英地域	美作市	11	吉野川流域=24.3 梶並川流域=20.2 滝川流域=15 山家川流域=10.8	吉野川流域=(10, 21.5) 梶並川流域=(9, 18.1) 山家川流域=(8, 9.7)
	勝央町	11	滝川流域=12.3	滝川流域=(5, 10.3)
	奈義町	11	滝川流域=10.2	—
	西粟倉村	10	吉野川流域=15.2	—

複合基準：(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

3 レベル4大雨危険警報基準			
市町村を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準
岡山地域	岡山市	24	倉安川流域=2.4 砂川(東区)流域=21.2 宇甘川流域=24.9 倉敷川流域=18.0 砂川(北区)流域=10.0
	玉野市	—	宇藤木川流域=5.0
	瀬戸内市	—	干田川流域=8.5
	吉備中央町	—	宇甘川流域=22.4 豊岡川流域=9.7
東備地域	備前市	—	金剛川流域=17.2 八塔寺川流域=17.2 伊里川流域=10.0
	赤磐市	—	砂川流域=17.7
	和気町	16	八塔寺川流域=17.3
倉敷地域	倉敷市	—	倉敷川流域=4.9 里見川流域=15.3 足守川流域=20.2
	総社市	—	榎谷川流域=14.7
	早島町	20	汐入川流域=4.6
井笠地域	笠岡市	—	小田川流域=30.8
	井原市	—	小田川流域=29.3
	浅口市	—	里見川流域=12.1
	里庄町	—	里見川流域=3.8
	矢掛町	—	小田川流域=37.0
高梁地域	高梁市	14	高梁川流域=57.8 成羽川流域=52.5
新見地域	新見市	—	高梁川流域=27.8 小坂部川流域=24.8 西川流域=23.7
真庭地域	真庭市	—	旭川流域=39.6 備中川流域=19.7 月田川流域=16.9
	新庄村	—	新庄川流域=17.3
津山地域	津山市	—	吉井川流域=49.1 加茂川流域=35.2 宮川流域=15.0 倭文川流域=11.4
	鏡野町	—	吉井川流域=36.0 香々美川流域=17.5
	久米南町	—	誕生寺川流域=15.8
	美咲町	—	吉井川流域=62.2 吉野川流域=46.0 甲和気川流域=6.6 旭川流域=60.2
勝英地域	美作市	—	吉野川流域=30.7 梶並川流域=26.0 滝川流域=16.5 山家川流域=15.3
	勝央町	14	滝川流域=14.1
	奈義町	—	滝川流域=11.2
	西栗倉村	—	吉野川流域=16.7

4 レベル4 高潮危険警報基準		
市町村を まとめた地域	市町村	潮 位
岡山地域	岡山市	1. 9 m
	玉野市	1. 8 m
	瀬戸内市	1. 7 m
東備地域	備前市	1. 7 m
倉敷地域	倉敷市	2. 4 m (東部) 2. 8 m (西部)
井笠地域	笠岡市	2. 8 m
	浅口市	2. 9 m

(2) 気象庁が発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報

イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐ求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ ^{※2}		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報) ※1	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

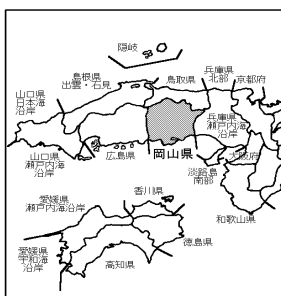
※1 大津波警報を特別警報に位置づけている。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さ

ロ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

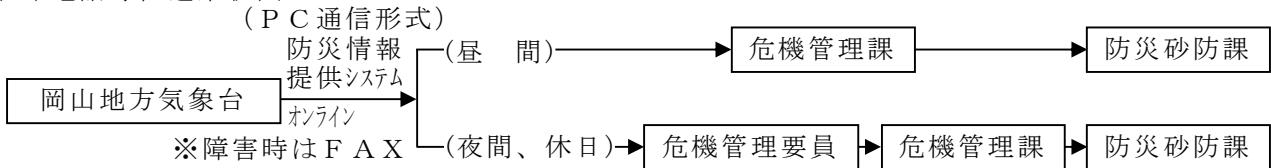
津波予報区



2 注意報及び警報の通知

岡山地方気象台は、前項の水防活動用の注意報、警報を発表したとき又は大阪管区気象台等から通知を受けたときは、直ちに次に示す伝達系統図に従って県知事へ通知するものとする。

(1) 電話等伝達系統図



(2) 無線

岡山地方気象台の防災情報提供システムが不通の場合は、県防災行政無線（県の移動局の派遣を含む。）を利用する。

3 水防本部が行う措置

水防本部は、前項の通知を受けたときは第3章に定めるところにより直ちに水防活動に入るとともに別表第1号の3(P.60～P.61)の受理伝達系統図に従って部内各班及び関係機関に通報連絡しなければならない。

第2節 洪水予報及び水防警報とその措置

1 国土交通省及び気象庁による洪水予報

国土交通大臣が指定した河川についての洪水予報の発表は、岡山河川事務所及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。

（水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という）10、気象業務法（昭和27年法律第165号）14の2）

なお、この発表をしたときは、直ちに別表第2号から第4号(P.63～P.70)の伝達系統図に従って、各関係機関に通知するものとする。（法10）

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う。（法13の4）

(1) 洪水予報を行う河川及びその区間

イ 旭川（平成21.9.10国土交通省告示第992号）
百間川（平成3.3.27運輸省・建設省告示第2号）

河川名	区	間
旭川	左岸 岡山県岡山市北区牟佐字高尾1673番地先	から海まで
	右岸 岡山県岡山市北区玉柏字宮本2744番地先	
百間川	左岸	旭川分派点から海まで
	右岸	

ロ 吉井川、金剛川（平成8.3.22運輸省・建設省告示第1号）

河川名	区	間
吉井川	左岸 岡山県和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先	から海まで
	右岸 岡山県和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先	
金剛川	左岸 岡山県和気郡和気町大字藤野字小松原第1799番の1地先	から吉井川合流点まで
	右岸 岡山県和気郡和気町大字藤野字東野第56番の1地先	

ハ 高梁川、小田川（平成9.3.21運輸省・建設省告示第3号）

河川名	区	間
高梁川	岡山県総社市大字宍粟字杖ノ元564番の1豪溪秦橋の下流端から海まで	
小田川	左岸 岡山県倉敷市真備町妹字市場3110番の2地先	から高梁川合流点まで
	右岸 岡山県倉敷市真備町妹字猿掛3367番の1地先	

(2)雨量観測所

イ 旭川、百間川

所 管	観測所	所 在 地	摘 要
岡山 地方 気象 台	上長田	真庭市蒜山上長田	地域気象観測所
	富	苫田郡鏡野町富西谷	地域雨量観測所
	久世	真庭市中島	地域気象観測所
	旭西	久米郡美咲町西	地域雨量観測所
	吉備中央	加賀郡吉備中央町北	〃
岡山 河務 川所	福渡	岡山市北区建部町福渡	地域気象観測所
	岡山	岡山市北区津島中	岡山地方気象台
	新庄	真庭郡新庄村幸町	テレメーター（岡山県）
	北房	真庭市山田	〃（岡山県）
	加茂川	加賀郡吉備中央町平岡字中	〃
	赤坂	赤磐市苅田字石合	〃

ロ 吉井川、金剛川

所 管	観測所	所 在 地	摘 要
岡山 気象 地方 台	奈義	勝田郡奈義町荒内西字大池	地域気象観測所
	今岡	美作市今岡	〃
	赤磐	赤磐市黒本	地域雨量観測所
	和気	和気郡和気町吉田	地域気象観測所
岡山 河務 川所	奥津	苫田郡鏡野町奥津川西字水村	テレメーター
	堀坂	津山市堀坂字丸山	〃
	湯郷	美作市湯郷	〃
	三石	備前市三石	〃

ハ 高梁川、小田川

所 管	観測所	所 在 地	摘 要
岡山 地方 気象 台 (広島)	新見	新見市足見堂の下	地域気象観測所
	東城	広島県庄原市東城町川東	地域雨量観測所
	油木	広島県神石郡神石高原町安田伊ノ平谷	地域気象観測所
	高梁	高梁市落合町近似	〃
	陣山	高梁市松原町字松岡陣山	地域雨量観測所
岡山 河務 川所	矢掛	小田郡矢掛町東三成	〃
	法曾	新見市法曾字才峠家ノ向	テレメーター
	足立	新見市足立字野田代	〃
	時安	広島県神石郡神石高原町時安	〃
	井原	井原市西江原町字柳ヶ坪	〃

(3)水位観測所

イ 旭川、百間川

所管	河川	観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	計画高水位
岡山 河川 事務 所	旭 川	下牧	岡山市北区下牧	4.30m	6.70m	7.60m	8.40m	12.36m	-
		三野	〃 三野	5.20m	6.80m	7.10m	7.60m	10.06m	9.500m
		相生橋	〃 内山下	2.20m	4.30m	4.70m	5.20m	6.23m	6.310m
	百間川	原尾島橋	〃 中区原尾島	4.10m	4.60m	6.10m	6.80m	8.75m	7.400m

ロ 吉井川、金剛川

所管	河川	観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	計画高水位
岡 山 事 務 所	吉 井 川	津 瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	8.50m	9.60m	10.69m	-
		御 休	岡山市東区一日市	4.80m	5.80m	7.70m	8.20m	9.59m	8.746m
	金剛川	尺 所	和気郡和気町尺所	2.00m	3.00m	3.10m	3.40m	4.56m	4.456m

ハ 高梁川、小田川

所管	河川	観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	計画高水位
岡 山 事 務 所	高 梁 川	日 羽	総社市日羽	7.70m	8.90m	10.30m	11.00m	15.95m	-
		船 穂	倉敷市船穂町	2.40m	4.20m	6.20m	6.90m	8.75m	7.79m
	小田川	矢 掛	小田郡矢掛町矢掛	3.00m	4.00m	4.50m	5.20m	6.36m	-

(4) 洪水予報の基準

イ 旭川、百間川

情報名	基 準
レベル5 氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル4 氾濫危険警報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。
レベル3 氾濫警報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報 解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

※水位に関わらず、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議し、洪水予報（臨時の洪水予報）を発表することができる。

ロ 吉井川、金剛川

情報名	基準
レベル5 氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル4 氾濫危険警報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。
レベル3 氾濫警報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報 解除	洪水による危険がなくなつたと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

※水位に関わらず、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議し、洪水予報（臨時の洪水予報）を発表することができる。

ハ 高梁川、小田川

情報名	基準
レベル5 氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル4 氾濫危険警報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。
レベル3 氾濫警報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報	(3)ロに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報 解除	洪水による危険がなくなつたと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

※水位に関わらず、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議し、洪水予報（臨時の洪水予報）を発表することができる。

(5) 洪水予報伝達系統図

別表第2号から第4号(P.63~P.70)のとおりとする。

(6) 洪水予報発表形式

様式第1-1号から第1-6号(P.264~P.281)のとおりとする。

2 岡山県及び気象庁による洪水予報

県知事が指定した河川についての洪水予報の発表は、関係県民局及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。

(法 11、気象業務法 14 の 2)

なお、この発表をしたときは、直ちに別表第 5 号及び第 6 号(P. 71～P. 72)の伝達系統図に従って、各関係機関に通知するものとする。(法 11)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う。

(法 13 の 4)

(1) 洪水予報を行う河川及びその区間

笹ヶ瀬川、足守川 (平成 17. 6. 7 岡山告示第 392 号)

河川名	区 間
笹ヶ瀬川	左岸 岡山市北区矢坂西町2063-6地先から岡山市南区当新田字三番前490-36地先まで
	右岸 岡山市北区尾上字飼料173-1地先から岡山市南区藤田字錦724-126地先まで
足守川	左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先から岡山市北区今保969-1地先まで
	右岸 岡山市北区撫川字岡久1315-3地先から岡山市南区古新田字後庄田293-1地先まで

旭川 (令和 2. 8. 6 岡山告示第 436 号)

河川名	区 間
旭川	左岸 岡山市北区建部町三明寺字保岡前11番から岡山市北区牟佐字高尾1673番地先まで
	右岸 岡山市北区建部町品田字上保木5番5地先から岡山市北区玉柏字宮本2744番地先まで

(2) 雨量観測所

笹ヶ瀬川、足守川

所管	観測所	所在地	摘 要
岡山地方 気象台	岡 山	岡山市北区津島中	岡山地方気象台 地域気象観測所
	倉 敷	倉敷市中央	
岡山県	岡 山	岡山市北区弓之町(備前県民局)	テレメーター
	南 山	岡山市北区菅野(笹ヶ瀬川調整池)	〃
	足 守	岡山市北区足守(岡山市北区役所足守地域センター)	〃
	庭 瀬	岡山市北区庭瀬	〃
	片 岡 倉 敷	岡山市南区片岡(岡山市南区役所灘崎支所) 倉敷市羽島(備中県民局)	〃 〃

旭川

所 管	観測所	所 在 地	摘 要
岡山地方 气象台	上長田	真庭市蒜山上長田	地域気象観測所
	富	苫田郡鏡野町富西谷	地域雨量観測所
	久世	真庭市中島	地域気象観測所
	下砦部	真庭市下砦部	地域雨量観測所
	旭西	久米郡美咲町西	〃
	吉備中央	加賀郡吉備中央町北	〃
	福渡	岡山市北区建部町福渡	地域気象観測所
岡山県	北房	真庭市山田（水田橋上流左岸）	テレメーター
	新庄	真庭郡新庄村城ノ元（新庄村役場北部）	〃
	富	苫田郡鏡野町富西谷（富振興センター北西）	〃

(3) 基準地点（水位観測所）

笹ヶ瀬川、足守川

() : 水防警報で通知する水位

河川名	観測所名	位置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	担当 県民局	通報先水防 管理者
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	ささがせ 笹ヶ瀬	岡山市 北区白石	(2.10m)	2.40m	2.70m	3.00m	3.50m	備前 備中	岡山市 倉敷市
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足守川	ほさき 甫崎	岡山市 北区津寺	—	3.00m	3.30m	3.60m	4.10m	備前 備中	岡山市 倉敷市 早島町

旭川

河川名	観測所名	位置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	担当 県民局	通報先水防 管理者
一級河川 旭川水系 旭川	福渡	岡山市北区 建部町福渡	—	5.40m	5.90m	6.40m	6.90m	備前	岡山市
	金川 (県)	岡山市北区 御津金川	—	4.30m	4.70m	5.10m	5.50m		

(4) 洪水予報の基準

情報名	基準
レベル5 氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル4 氾濫危険警報	(3)に示すいずれかの基準地点の水位が ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。
レベル3 氾濫警報	(3)に示すいずれかの基準地点の水位が ・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報	(3)に示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル2 氾濫注意報 解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、備前県民局と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

※水位に関わらず、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、備前県民局と岡山地方気象台が協議し、洪水予報（臨時の洪水予報）を発表することができる。

(5) 洪水予報伝達系統図

別表第5号及び第6号(P.71～P.72)のとおりとする。

(6) 発表形式

様式第2-1号及び第2-2号(P.285～P.290)のとおりとする。

3 岡山県による水位情報の通知及び周知

県知事が行う水位情報の周知は、関係県民局長が行うものとする。

関係県民局長は、河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び氾濫発生水位に達したとき又は氾濫が発生したときは（3）の周知伝達系統図に従って関係機関に通知するものとする。（法12、13）

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う。

（法13の4）

(1) 県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

河川名	区 域
一級河川 吉井川水系 吉井川	起点 久米川との合流点 終点 左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ606番地先 右岸 和気郡和気町田原上日谷奥1527の24番地先
一級河川 吉井川水系 千町川	起点 左岸 瀬戸内市邑久町尻海1073番1地先 右岸 瀬戸内市邑久町尻海1011番2地先 終点 千町古川との分派点
一級河川 吉井川水系 千町古川	起点 千町古川との合流点 終点 吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 千田川	起点 左岸 瀬戸内市長船町飯井1180番3地先 右岸 瀬戸内市長船町飯井1180番4地先 終点 吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 千田川放水路	起点 千田川との分派点 終点 吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 香登川	起点 千田川との分派点 終点 千田川との合流点

河川名	区	域
一級河川 吉井川水系 金剛川	起点 左岸 備前市三石256番の3地先 右岸 備前市三石3454番の1地先 終点 左岸 和気郡和気町大字藤野字小松原第1799番の1地先 右岸 和気郡和気町大字藤野字東野第56番の1地先	
一級河川 吉井川水系 八塔寺川	起点 左岸 備前市吉永町高田338-5地先 右岸 備前市吉永町高田1348-1地先 終点 金剛川との合流点	
一級河川 吉井川水系 吉野川	起点 左岸 美作市友野馬渡瀬東48の5 右岸 美作市北原才谷口字道東溝下夕87番の6地先 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 梶並川	起点 左岸 美作市檜原中字山川396番の7地先 右岸 美作市吉字原田62番地先 終点 吉野川との合流点	
一級河川 吉井川水系 加茂川	起点 左岸 津山市檜字龍ヶ爪632番の2地先 右岸 津山市草加部字築瀬1494番の2地先 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 吉宮川	起点 横野川との合流点 終点 吉井川との合流点	
一級河川 吉井川水系 滝川	起点 左岸 勝田郡勝央町河原字川ヶ平645番の1地先 右岸 勝田郡勝央町河原字八反田625番の1地先 終点 梶並川との合流点	
一級河川 旭川水系 旭川	起点 左岸 真庭市社字三ツ瀬川端139番地の1地先 右岸 真庭市豊栄字宮ノ上1119番1地先 終点 左岸 岡山市北区建部町三明寺字保岡前11番 右岸 岡山市北区建部町品田字上保木5番5地先	
一級河川 旭川水系 旭砂川	起点 赤磐市町苅田字八丁1047番1地先の県道橋下流端 終点 百間川との合流点	
一級河川 旭川水系 宇甘川	起点 日山谷川との合流点 終点 旭川との合流点	
一級河川 旭川水系 備中川	起点 中津井川との合流点 終点 旭川との合流点	
一級河川 高梁川水系 高梁川	起点 左岸 新見市菅生7943-8地先 右岸 新見市坂本1748-2地先 終点 総社市穴栗字杖ノ元564番の1地先豪溪秦橋	
一級河川 高梁川水系 小田川	起点 左岸 井原市芳井町吉井字佐原69 右岸 井原市芳井町吉井字竹の内249-1 終点 左岸 倉敷市真備町妹字市場3110-2地先 右岸 倉敷市真備町妹字猿掛3367-1地先	
一級河川 高梁川水系 成羽川	起点 領家川との合流点 終点 高梁川との合流点	
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点 左岸 岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先 右岸 岡山市北区栢谷字免谷13-1地先 終点 左岸 岡山市北区矢坂西町2063-6地先 右岸 岡山市北区尾上字飼料173-1地先	
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	起点 左岸 岡山市北区大窪字西畑631 右岸 岡山市北区大窪字大門718 終点 左岸 岡山市北区一宮字今溝345 右岸 岡山市北区一宮字中田697	
二級河川 倉敷川水系 倉敷川	起点 左岸 倉敷市船倉町字葎原1291番の5地先 右岸 倉敷市中央一丁目468番の9地先 終点 海に至る	
二級河川 里見川水系 里見川	起点 左岸 浅口郡里庄町大字里見字後ノ下6422番の1地先 右岸 浅口郡里庄町大字里見字郷ノ町6517番地先 終点 道口川との合流点	

(2) 水位観測所

() : 水防警報で通知する水位

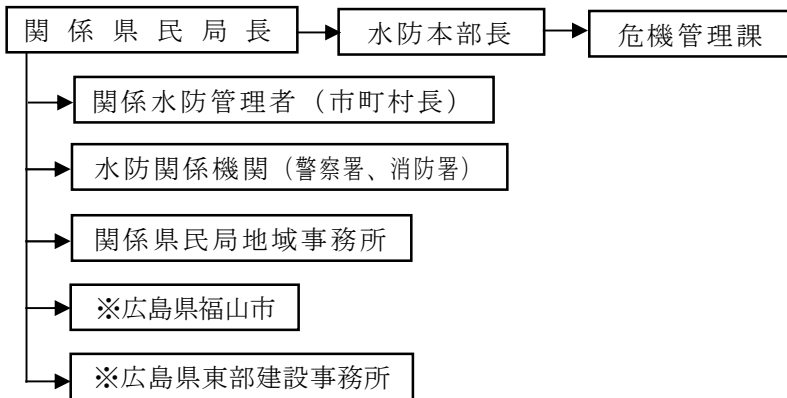
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	担当県民局	通報先水防管理者
一級河川吉井川水系 吉井川	ふきやまち 吹屋町	津山市吹屋町	(1.60m)	(2.20m)	2.20m	3.20m	5.20m	美作	津山市, 鏡野町 美咲町
	おげた 小桁	津山市小桁	(2.00)	(3.20)	5.20	6.40	7.60	美作	津山市, 美咲町
	つかつ 塚角	久米郡美咲町塚角	(2.40)	(4.10)	4.20	5.90	9.30	美作 備前	美咲町 赤磐市
	すさい 周匝	赤磐市周匝	(2.50)	(3.50)	3.70	6.20	8.70	備前 美作	赤磐市, 和気町 美作市, 美咲町
	きえき 佐伯	和気郡和気町矢田	(2.80)	(5.00)	6.60	8.80	11.00	備前	和気町
一級河川吉井川水系 千町川	せんちよう 千町	瀬戸内市邑久町本庄	—	—	1.70	2.00	2.30	備前	岡山市, 瀬戸内市
一級河川吉井川水系 千町古川									
一級河川吉井川水系 千田川	ふくな 福中	瀬戸内市邑久町福中	—	—	3.30	3.40	3.45	備前	岡山市, 瀬戸内市
一級河川吉井川水系 千田川放水路	ほしだ 千田	瀬戸内市長船町福里	—	—	3.20	3.50	3.80	備前	瀬戸内市, 備前市
一級河川吉井川水系 香登川									
一級河川吉井川水系 金剛川	よしながなか 吉永中	和気郡和気町吉田	—	—	2.80	3.30	4.10	備前	備前市, 和気町
一級河川吉井川水系 八塔寺川	いたやかみ 板屋上	備前市吉永町神根本	—	—	2.80	3.20	3.90	備前	備前市, 和気町
一級河川吉井川水系 吉野川	はやしの 林野	美作市朽木	—	—	3.10	3.60	4.60	美作 備前	美作市, 美咲町 勝央町 和気町
一級河川吉井川水系 梶並川	ひかみ 火の神	美作市檜原中	—	—	2.60	3.30	4.00	美作	美作市, 勝央町
一級河川吉井川水系 加茂川	ひかみ 目上	津山市川崎	—	—	4.10	4.40	5.10	美作	津山市
一級河川吉井川水系 宮川	ひがしいちのみや 東一宮	津山市東一宮	—	—	2.70	3.20	4.20	美作	津山市
一級河川吉井川水系 滝川	ひがしよしだ 東吉田	勝田郡勝央町東吉田	—	—	1.60	2.00	2.40	美作	美作市, 勝央町 奈義町
一級河川旭川水系 旭川	かつやま 勝山	真庭市草加部	—	—	2.60	2.80	4.90	美作	真庭市
	おちあい 落合	真庭市法界寺	—	—	4.40	4.70	6.20	美作 備前	真庭市, 美咲町 岡山市, 吉備中央町

() : 水防警報で通知する水位

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	担当県民局	通報先水防管理者
一級河川旭川水系 砂川	しょうごき 正崎	赤磐市正崎	(2.00m)	(2.50m)	2.50m	3.00m	4.20m	備前	赤磐市
	しょうとう 上道	岡山市東区竹原	(4.20)	(4.70)	5.20	5.70	6.20	備前	岡山市
一級河川旭川水系 備中川	たるみ 垂水	真庭市下方	—	—	0.80	1.10	1.70	美作	真庭市
一級河川旭川水系 宇甘川	うかい 宇甘	岡山市北区 御津宇甘	—	—	3.30	3.60	3.80	備前	岡山市, 吉備中央町
一級河川高梁川水系 高梁川	しょうわし 昭和橋	新見市高尾	—	—	2.50	2.90	3.60	備中	新見市
	しょうでん 正田	新見市新見	—	—	2.80	3.20	3.90	備中	新見市
	ながや 長屋	新見市長屋	—	—	4.70	5.10	5.80	備中	新見市
	ほうこく 方谷	高梁市高倉町飯部	—	—	4.70	5.10	6.10	備中	高梁市
	たかはし 高梁 (県)	高梁市落合町近似	—	—	4.40	4.80	5.80	備中	高梁市
	ひろせ 広瀬	高梁市玉川町玉	—	—	5.80	6.90	9.30	備中	総社市, 高梁市
一級河川高梁川水系 小田川	よし 芳井	井原市芳井町吉井	(2.30)	(2.70)	2.70	3.00	4.10	備中	井原市, 矢掛町
	いばら 井原	井原市西江原町	(1.80)	(2.50)	2.50	2.90	4.50	備中	井原市, 笠岡市 矢掛町 広島県福山市
	やかけ 矢掛	小田郡矢掛町矢掛	(1.40)	(2.20)	2.80	3.20	4.20	備中	矢掛町, 倉敷市 笠岡市
一級河川高梁川水系 成羽川	なりわ 成羽	高梁市成羽町下原	—	—	4.00	4.40	5.30	備中	高梁市
二級河川笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	ささ 首部	岡山市北区首部	(4.20)	(4.50)	4.80	5.10	5.70	備前 備中	岡山市 倉敷市
二級河川笹ヶ瀬川水系 砂川	みやせはし 宮瀬橋	岡山市北区一宮	(3.50)	(3.80)	3.80	4.10	4.70	備前 備中	岡山市 倉敷市
二級河川倉敷川水系 倉敷川	ひこさき 彦崎	岡山市南区彦崎	—	—	2.90	3.00	3.20	備中 備前	倉敷市, 早島町 岡山市, 玉野市
二級河川里見川水系 里見川	こんこう 金光	浅口市金光町 占見新田	—	—	3.10	3.50	5.10	備中	倉敷市, 浅口市 里庄町

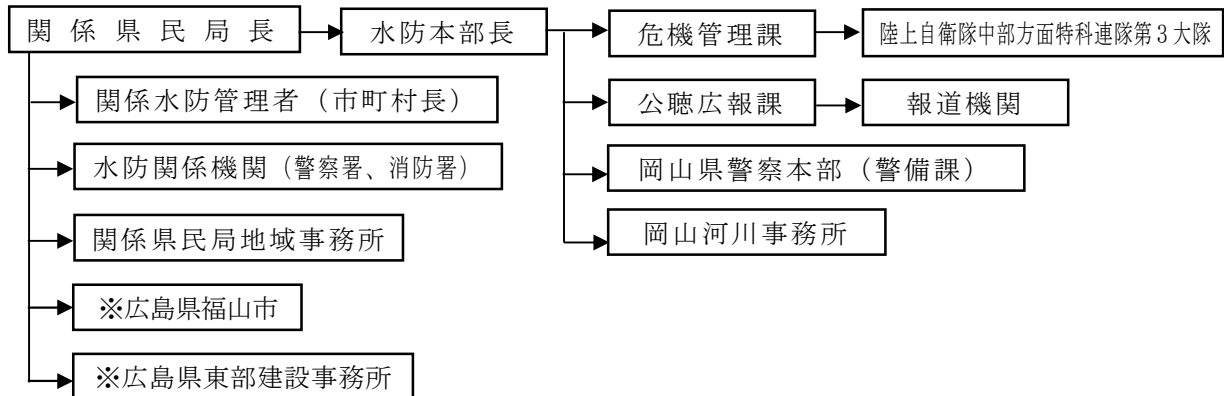
(3) 水位情報周知伝達系統図

イ 避難判断水位（レベル3 氾濫警戒情報）



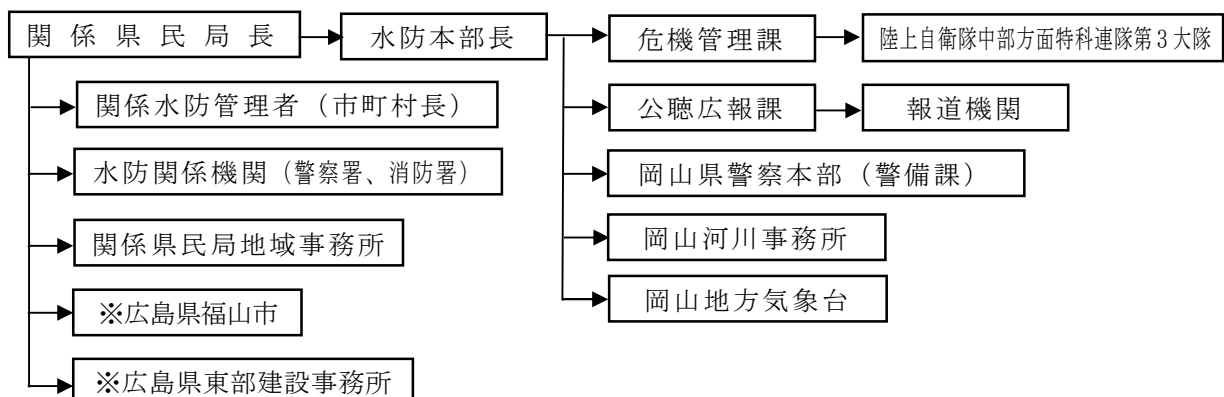
※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。
 （福山市危機管理防災課 TEL:084-928-1228、FAX:084-926-0845）
 （広島県東部建設事務所 TEL:084-921-1311、FAX:084-931-9236）

ロ 氾濫危険水位（レベル4 氾濫危険情報）



※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。
 （福山市危機管理防災課 TEL:084-928-1228、FAX:084-926-0845）
 （広島県東部建設事務所 TEL:084-921-1311、FAX:084-931-9236）

ハ 氾濫発生水位又は氾濫が発生（レベル5 氾濫発生情報）



※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。
 （福山市危機管理防災課 TEL:084-928-1228、FAX:084-926-0845）
 （広島県東部建設事務所 TEL:084-921-1311、FAX:084-931-9236）

(4) 発表の形式

様式第3-1号(レベル3氾濫警戒情報)、第3-2号(レベル4氾濫危険情報)及び様式第3-3号(レベル5氾濫発生情報)(P.294~P.296)のとおりとする。

4 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は岡山河川事務所長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。

なお、この発表をしたときは直ちに(4)の伝達系統図に従って各関係機関に通知するものとする。(法16)

(1)水防警報を行う河川及びその区域(昭和30.9.9建設省告示第1178号)

(百間川昭和39.7.17建設省告示第1798号)

(高梁川昭和43.11.14建設省告示第3401号)

(吉井川昭和55.4.5建設省告示第823号)

(旭川 平成21.9.10国土交通省告示第991号)

河川名	区 域
吉井川幹川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先 右岸 和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先 } から海まで
吉井川支流 金剛川	左岸 和気郡和気町大字藤野字小松原第1799番の1地先 右岸 和気郡和気町大字藤野字東野第56番の1地先 } から吉井川合流点まで
旭川幹川	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区玉柏字宮本2744番地先 } から海まで
百間川	左岸 } 旭川からの分派点から海まで 右岸 }
高梁川幹川	左岸 } 総社市大字穴栗字杖ノ元564の1豪溪秦橋下流端から海まで 右岸 }
高梁川支流 小田川	左岸 倉敷市真備町妹字市場3110の2地先 右岸 倉敷市真備町妹字猿掛3367の1地先 } から高梁川合流点まで

(2)水位観測所

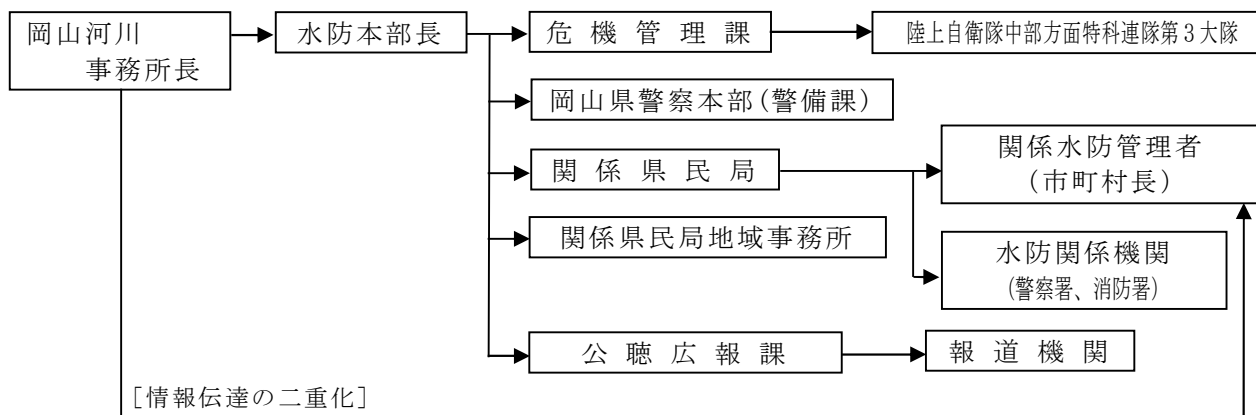
水系名	河川名	観測所名	位 置	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	通報先水防管理者
吉井川	吉井川	津瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	岡山市・備前市・赤磐市・和気町
		御休	岡山市東区一日市	4.80	5.80	岡山市・瀬戸内市・備前市
		※九蟠	岡山市東区九蟠	3.30	3.60	岡山市
旭川	旭川	尺所	和気郡和気町尺所	2.00	3.00	和気町
		下牧	岡山市北区下牧	4.30	6.70	岡山市
		三野	岡山市北区三野	5.20	6.80	岡山市
	※三蟠	岡山市中区新築港	1.70	1.90	岡山市	
	百間川	原尾島橋	岡山市中区原尾島	4.10	4.60	岡山市
高梁川	高梁川	日羽	総社市日羽	7.70	8.90	倉敷市・総社市
		船穂	倉敷市船穂町	2.40	4.20	倉敷市
		※乙島	倉敷市玉島乙島	1.90	2.10	倉敷市
	小田川	矢掛	小田郡矢掛町矢掛	3.00	4.00	倉敷市

※ 岡山地方気象台からレベル3高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する観測所

(3)水防警報発表者

河川名	発表責任者
吉井川・金剛川	岡山河川事務所長
旭川・百間川	岡山河川事務所長
高梁川・小田川	岡山河川事務所長

(4) 水防警報通報伝達系統図



(5) 水防警報の段階

段階	内容	備考
第1段階 待機	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じても差し支えない旨を警告するもの	
第2段階 準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに行動ができるよう準備をする旨を警告するもの	
第3段階 出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの	
第4段階 指示	水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの	
第5段階 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの	

5 県知事が行う水防警報とその措置

県知事が行う水防警報の発表は、関係県民局長が行うものとする。

関係県民局長は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは水位、潮位等を示し、次の指定区域について水防警報を発し(3)の伝達系統図に従って各関係機関に通知するものとする。(法16)

ただし、海岸における水防警報は、岡山地方气象台からレベル3高潮警報が発表されるときに限る。

- (1) 県知事が水防警報を行う指定区域(昭和 34. 6. 2 岡山県告示第433号)
 (昭和 46. 5. 21 岡山県告示第468号)
 (昭和 55. 4. 8 岡山県告示第358号)
 (平成 2. 4. 6 岡山県告示第372号)
 (平成 3. 5. 17 岡山県告示第388号)
 (平成 17. 6. 7 岡山県告示第393号)
 (平成 18. 6. 9 岡山県告示第345号, 346号)
 (平成 25. 5. 24 岡山県告示第300号)

河川海岸名	区	域	水防警報発表者	
三幡九幡海岸	起点	岡山市東区九幡2番地先 九幡港西防波堤付根	備前県民局長	
	終点	岡山市中区江並483番地 旭川起点		
一級河川 高梁川水系 小田川	起点	左岸 井原市芳井町吉井字佐原69	備中県民局長	
		右岸 井原市芳井町吉井字竹の内249-1		
	終点	左岸		倉敷市真備町妹字市場3110-2地先
		右岸		倉敷市真備町妹字猿掛3367-1地先

河川海岸名	区	域	水防警報発表者
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足守川	起点 終点	左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先 右岸 岡山市北区撫川字岡久1315-3地先 左岸 岡山市北区今保969-1地先 右岸 岡山市南区古新田字後庄田293-1地先	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	起点 終点	左岸 岡山市北区大窪字西畑631 右岸 岡山市北区大窪字大門718 左岸 岡山市北区一宮字今溝345 右岸 岡山市北区一宮字中田697	備前県民局長
一級河川 吉井川水系 吉井川	起点 終点	久米川との合流点 左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ606番地先 右岸 和気郡和気町田原上日0谷奥1527024番地先	美作県民局長 備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点 終点	左岸 岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先 右岸 岡山市北区栢谷字免谷13-1地先 左岸 岡山市南区当新田字三番前490-36地先 右岸 岡山市南区藤田字錦724-126地先	備前県民局長
一級河川 旭川水系 砂川	起点 終点	赤磐市町苅田字八丁1047番1地先の県道橋下流端 百間川との合流点	備前県民局長
東備港海岸 日生地区	起点 終点	備前市日生町日生2388の4番地 備前市日生町日生2467の2番地	備前県民局長
虫明漁港海岸 瀬溝地区	起点 終点	瀬戸内市邑久町虫明字瀬2448番地 瀬戸内市邑久町虫明字小瀬3832番地の1	備前県民局長
虫明漁港海岸 虫明地区	起点 終点	瀬戸内市邑久町虫明字小路越3911番地 瀬戸内市邑久町虫明字太田4990番地	
牛窓港海岸 綾浦地区	起点 終点	瀬戸内市牛窓町牛窓波歌山2584番地先 瀬戸内市牛窓町牛窓波歌山4452の3番地先	備前県民局長
牛窓港海岸 紺浦地区	起点 終点	瀬戸内市牛窓町紺浦5359の4番地先 木造橋左岸詰 瀬戸内市牛窓町紺浦4948番地先 県道岡山牛窓線 交差点	
久久井漁港海岸 久久井地区	起点 終点	岡山市東区久々井字新開1670の1番地先 岡山市東区久々井字西濱1439番地先	備前県民局長
宇野港海岸 高辺地区	起点 終点	玉野市築港檜垣7352の4番地先 玉野市築港長崎5938の22番地先	備前県民局長
宇野港海岸 宇野地区	起点 終点	玉野市築港1丁目7521-20番地先 玉野市宇野1丁目2883番地先	
唐琴地区	起点 終点	倉敷市児島唐琴1422の4番地先 倉敷市児島唐琴4丁目1400の15地先	備中県民局長
児島港海岸 唐琴地区	起点 終点	倉敷市児島田の口5丁目4470の4番地先 倉敷市児島唐琴4丁目1400の2番地先	
水島港海岸 勇崎宝亀地区	起点 終点	倉敷市玉島大字柏島1465番地先 標柱 倉敷市玉島大字沙美4644番地 標柱	備中県民局長
勇崎漁港海岸 勇崎地区			
小原漁港海岸 小原地区			

河川海岸名	区	域	水防警報発表者
寄島漁港海岸 寄島地区	起点	浅口市寄島町崖の下91番 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	浅口市寄島町新開16091番の23地先	
笠岡港海岸 西の浜地区	起点	笠岡市笠岡5913番地先 防波堤基部	備 中 県 民 局 長
	終点	笠岡市笠岡5641番地先 国道2号線交差点	
金浦海岸	起点	笠岡市金浦50の28番地	備 中 県 民 局 長
	終点	笠岡市生江浜929の3番地先	
岡山港海岸 立川地区	起点	岡山市南区海岸通一丁目5の18番地先 旭川基点	備 前 県 民 局 長
	終点	岡山市南区築港栄町10-1番地先 汐止堤防交差点	
岡山港海岸 西小串地区	起点	岡山市南区小串字大浦2246-1番地	
	終点	岡山市南区小串字西ノ奥3790-8番地	
児島港海岸 田の口地区	起点	倉敷市児島田の口5丁目4500-6番地先 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市児島田の口6丁目1番地先 田の口4号護岸南詰	
児島港海岸 琴浦地区	起点	倉敷市児島下の町9丁目8-3番地 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市児島下の町9丁目1-24番地先	
児島港海岸 琴浦海岸地区	起点	倉敷市児島下の町9丁目8の10番地 金属鋸	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市児島下の町10丁目388番地	
児島港海岸 下の町地区	起点	倉敷市児島下の町2丁目1575番地先 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市児島下の町2丁目16-3番地	
児島港海岸 元浜地区	起点	倉敷市児島元浜町土地区画道路砂走り東端	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市児島駅前3丁目33番地先	
児島港海岸 児島地区	起点	倉敷市児島元浜町793-2番地先道路	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市児島元浜町171-35番地先	
大島漁港海岸 大島地区	起点	倉敷市大島1丁目1737-1番地 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市大島2丁目1618-1番地先	
呼松漁港海岸 呼松地区	起点	倉敷市児島塩生4582番地 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市潮通3-13番地先	
水島港海岸 柏島地区	起点	倉敷市玉島柏島字戸山66-26番地先 標柱	備 中 県 民 局 長
	終点	倉敷市玉島柏島7087番地1	

(2) 水位観測所

() : 水位周知河川として通知する水位

河川名	観測所名	位 置	水防団待機水位 (水防団待機)	氾濫注意水位 (水防団出動)	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	零点標高	通報先水防 管理者
一級河川吉井川水系 吉 井 川	ふきやまら 吹屋町	津山市吹屋町	1.60m	2.20m	(2.20m)	(3.20m)	(5.20m)	87.861m	津山市, 鏡野町 美咲町
	おげた 小 桁	津山市小桁	2.00	3.20	(5.20)	(6.40)	(7.60)	77.416	津山市, 美咲町
	つか 塚 角	久米郡美咲町塚角	2.40	4.10	(4.20)	(5.90)	(9.30)	64.962	美咲町, 赤磐市
	す 周 匝	赤磐市周匝	2.50	3.50	(3.70)	(6.20)	(8.70)	40.671	赤磐市, 和気町 美作市, 美咲町
	さ 佐 伯	和気郡和気町矢田	2.80	5.00	(6.60)	(8.80)	(11.00)	24.654	和気町

() : 洪水予報河川又は水位周知河川として通知する水位

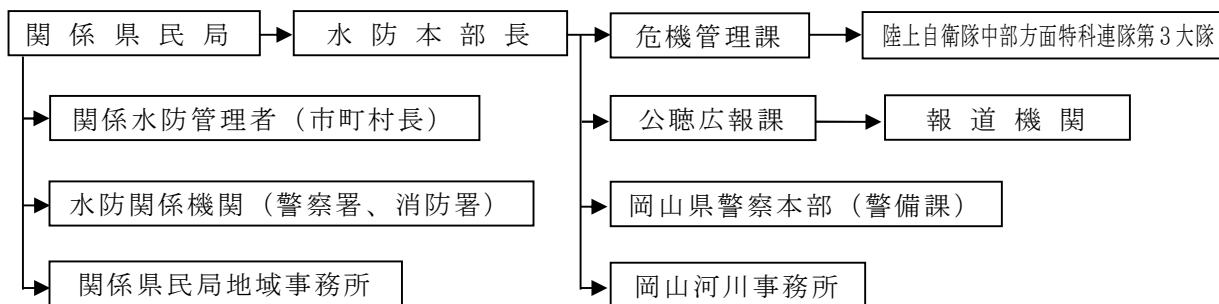
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (水防団待機)	氾濫注意水位 (水防団出動)	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	零点標高	通報先水防 管理者
一級河川旭川水系 砂川	正崎	赤磐市正崎	2.00m	2.50m	(2.50m)	(3.00m)	(4.20m)	14.600	赤磐市
	上道	岡山市東区竹原	4.20	4.70	(5.20)	(5.70)	(6.20)	-0.180	岡山市
一級河川高梁川水系 小田川	芳井	井原市芳井町吉井	2.30	2.70	(2.70)	(3.00)	(4.10)	58.283	井原市, 矢掛町
	井原	井原市西江原町	1.80	2.50	(2.50)	(2.90)	(4.50)	37.103	井原市, 笠岡市 矢掛町
	矢掛	小田郡矢掛町矢掛	1.40	2.20	(2.80)	(3.20)	(4.20)	16.931	矢掛町, 倉敷市
二級河川管ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	首部	岡山市北区首部	4.20	4.50	(4.80)	(5.10)	(5.70)	0.870	岡山市
	藤田	岡山市南区藤田	1.50	2.50	—	—	—	-1.00	岡山市
	笹ヶ瀬	岡山市北区白石	2.10	2.40	(2.70)	(3.00)	(3.50)	-1.00	岡山市
二級河川管ヶ瀬川水系 足守川	撫川	岡山市北区撫川	2.80	4.00	—	—	—	-1.00	岡山市
二級河川管ヶ瀬川水系 砂川	宮瀬橋	岡山市北区一宮	3.50	3.80	(3.80)	(4.10)	(4.70)	0.319	岡山市

(3) 潮位観測所

海岸名	観測所名	位置	通報潮位 (水防団準備)	警戒潮位 (水防団出動)	零点標高	通報先水防 管理者
東備港海岸 日生地区	日生	備前市日生町	0.80m	1.00m	±0	備前市
虫明漁港海岸 瀬溝地区	牛窓	瀬戸内市牛窓町	0.50	0.70	±0	瀬戸内市
虫明漁港海岸 虫明地区						
牛窓港海岸 綾浦地区						
牛窓港海岸 紺浦地区						
久久井漁港海岸 久久井地区	牛窓	瀬戸内市牛窓町	0.50	0.70	±0	岡山市
三蟠九蟠海岸	高島	岡山市中区新築港	1.85	2.35	±0	岡山市
岡山港海岸 立川地区			0.70	0.90		
岡山港海岸 西小串地区						

海岸名	観測所名	位置	通報潮位 (水防団準備)	警戒潮位 (水防団出動)	零点標高	通報先水防管理者
宇野港海岸 高辺地区	たまの 玉野	玉野市宇野	0.40m	0.70m	±0	玉野市
宇野港海岸 宇野地区						
唐琴海岸	こじま 児島	倉敷市児島小川	1.20	1.50	±0	倉敷市
児島港海岸 唐琴地区						
児島港海岸 田の口地区						
児島港海岸 琴浦地区						
児島港海岸 琴浦海岸地区						
児島港海岸 下の町地区						
児島港海岸 元浜地区						
児島港海岸 児島地区						
大島漁港海岸 大島地区						
呼松漁港海岸 呼松地区	みずしま 水島	倉敷市水島福崎町	2.00	2.40	±0	倉敷市
水島港海岸 勇崎宝亀地区	たましま 玉島	倉敷市玉島乙島	1.10	1.60	±0	倉敷市
勇崎漁港海岸 勇崎地区						
小原漁港海岸 小原地区						
水島港海岸 柏島地区						
寄島漁港海岸 寄島地区	たましま 玉島	倉敷市玉島乙島	1.10	1.60	±0	浅口市
笠岡港海岸 西の浜地区	かさおか 笠岡	笠岡市港町	0.20	0.60	±0	笠岡市
金浦海岸						

(4) 水防警報通報伝達系統図



(5) 水防警報の段階

第4章第2節第4項第5号(P.29)に同じ。

(6) 発表の様式例

洪水は、様式第4-6号から第4-10号まで(P.302~P.306)のとおりとする。

津波又は高潮は、様式第4-11号から第4-15号まで(P.307~P.311)のとおりとする。

第3節 氾濫等の通報

1 河川管理者が行う氾濫等の通報

国土交通大臣が管理する河川に係る氾濫等の通報は、岡山河川事務所長が行うものとし、県知事が管理する河川に係る氾濫等の通報は、関係県民局長が行うものとする。

岡山河川事務所長又は関係県民局長は、(1)に示す区域において氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、(3)の氾濫等の通報伝達系統図に従って、関係機関に通知するものとする。(法24の2)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市町村長への通知も行う。(法13の4)

(1) 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

イ 国土交通大臣が管理する河川(洪水予報河川)

河川名	区 域	
吉井川	区域①	左岸 岡山県和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先 右岸 岡山県和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先 } から海まで
金剛川	区域②	左岸 岡山県和気郡和気町大字藤野字小松原第1799番の1地先 右岸 岡山県和気郡和気町大字藤野字東野第56番の1地先 } から吉井川合流点まで
旭川	区域③	左岸 岡山県岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山県岡山市北区玉柏字宮本2744番地先 } から海まで
百間川	区域④	左岸 } 旭川分派点から海まで 右岸 }
高梁川	区域⑤	左岸 } 岡山県総社市大字宍粟字杖ノ元564番の1豪溪奏橋の下流端から海まで 右岸 }
小田川	区域⑥	左岸 岡山県倉敷市真備町妹字市場3110番の2地先 右岸 岡山県倉敷市真備町妹字猿掛3367番の1地先 } から高梁川合流点まで

河川名	区 域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
吉井川	区域①	御休 水位観測所	岡山市東区 一日市	・ 氾濫発生水位（9.59m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市 備前市
		津瀬 水位観測所	和気郡和気 町津瀬	・ 氾濫発生水位（10.69m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 備前市 赤磐市 和気町
		乙子 排水機場	岡山市東区 乙子	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市
		永江川 排水ポンプ場	岡山市東区 乙子	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		川口 排水機場	岡山市東区 西大寺川口	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市
		千田川 排水機場	瀬戸内市 邑久町福中	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 瀬戸内市
金剛川	区域②	尺所 水位観測所	和気郡和気 町尺所	・ 氾濫発生水位（4.56m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	和気町
旭川	区域③	相生橋 水位観測所	岡山市北区 内山下	・ 氾濫発生水位（6.23m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		三野 水位観測所	岡山市北区 三野	・ 氾濫発生水位（10.06m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		下牧 水位観測所	岡山市北区 下牧	・ 氾濫発生水位（12.36m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		平井 排水機場	岡山市中区 平井	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		大原 排水機場	岡山市中区 四御神	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市

河川名	区 域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
百間川	区域④	原尾島橋 水位観測所	岡山市中区 原尾島	・ 氾濫発生水位（8.75m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		倉安川 排水機場	岡山市東区 中川町	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		庄内川 排水機場	岡山市東区 中川町	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
		百間川 河口水門	岡山市中区 沖元	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市
高梁川	区域⑤	船穂 水位観測所	倉敷市 船穂町	・ 氾濫発生水位（8.75m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 倉敷市 早島町 浅口市
		日羽 水位観測所	総社市 日羽	・ 氾濫発生水位（15.95m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	岡山市 倉敷市 総社市 早島町
		軽部 排水機場	総社市 清音古地	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	総社市
小田川	区域⑥	矢掛 水位観測所	小田郡矢掛 町矢掛	・ 氾濫発生水位（6.36m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	倉敷市 総社市
		柳井原 排水機場	倉敷市船穂 町矢内原	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	倉敷市
		二万谷川 排水機場	倉敷市真備 町川辺	・ ポンプ停止又は機能支障により 氾濫のおそれを把握 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	岡山河川 事務所	倉敷市

ロ 県知事が管理する河川（洪水予報河川）

河川名	区 域	
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	区域⑦	左岸 岡山市北区矢坂西町2063-6地先から岡山市南区当新田字三番前490-36地先 右岸 岡山市北区尾上字飼料173-1地先から岡山市南区藤田字錦724-126地先
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足守川	区域⑧	左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先から岡山市北区今保969-1地先 右岸 岡山市北区撫川字岡久1315-3地先から岡山市南区古新田字後庄田293-1地先
一級河川 旭川水系 旭川	区域⑨	左岸 岡山市北区建部町三明寺字保岡前11番から岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区建部町品田字上保木5番5地先から岡山市北区玉柏字宮本2744番地先

河川名	区 域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
笹ヶ瀬川	区域⑦	笹ヶ瀬 水位観測所	岡山市 北区白石	・ 氾濫発生水位（3.50m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局 備中県民局	岡山市 倉敷市
足守川	区域⑧	甫崎 水位観測所	岡山市北区 津寺	・ 氾濫発生水位（4.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局 備中県民局	岡山市 倉敷市 早島町
旭川	区域⑨	福渡 水位観測所	岡山市北区 建部町福渡	・ 氾濫発生水位（6.90m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	岡山市
		金川（県） 水位観測所	岡山市北区 御津金川	・ 氾濫発生水位（5.50m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認		

ハ 県知事が管理する河川（水位周知河川）

河川名	区 域	
一級河川 吉井川水系 吉井川	区域⑩	左岸 久米川との合流点から和気郡和气町岩戸字コホッカ606番地先 右岸 久米川との合流点から和気郡和气町田原上日の谷奥1527の24番地先
一級河川 吉井川水系 千町川	区域⑪	左岸 瀬戸内市邑久町尻海1073番1地先から千町古川との分派点 右岸 瀬戸内市邑久町尻海1011番2地先から千町古川との分派点 左岸 } 千町古川との合流点から吉井川との合流点 右岸 }
一級河川 吉井川水系 千町古川	区域⑫	左岸 千町古川との分派点 右岸 千町古川との合流点
一級河川 吉井川水系 千田川	区域⑬	左岸 瀬戸内市長船町飯井1180番3地先から吉井川との合流点 右岸 瀬戸内市長船町飯井1180番4地先から吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 千田川放水 路	区域⑭	左岸 } 千田川との分派点から吉井川との合流点 右岸 }

河川名	区 域	
一級河川 吉井川水系 香登川	区域⑮	左岸 } 右岸 } 干田川との分派点から吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 金剛川	区域⑯	左岸 備前市三石256番の3地先から和気郡和気町大字藤野字小松原第1799番の1地先 右岸 備前市三石3454番の1地先から和気郡和気町大字藤野字東野第56番の1地先
一級河川 吉井川水系 八塔寺川	区域⑰	左岸 備前市吉永町高田338-5地先から金剛川との合流点 右岸 備前市吉永町高田1348-1地先から金剛川との合流点
一級河川 吉井川水系 吉野川	区域⑱	左岸 美作市友野馬渡瀬東48の5から吉井川との合流点 右岸 美作市北原才谷口字道東溝下夕87番の6地先から吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 梶並川	区域⑲	左岸 美作市檜原中宇山川396番の7地先から吉野川との合流点 右岸 美作市吉字原田62番地先から吉野川との合流点
一級河川 吉井川水系 加茂川	区域⑳	左岸 津山市檜字龍ヶ爪632番の2地先から吉井川との合流点 右岸 津山市草加部字築瀬1494番の2地先から吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 宮川	区域㉑	左岸 } 右岸 } 横野川との合流点から吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系川 滝川	区域㉒	左岸 勝田郡勝央町河原字川ヶ平645番の1地先から梶並川との合流点 右岸 勝田郡勝央町河原字八反田625番の1地先から梶並川との合流点
一級河川 旭川水系 旭川	区域㉓	左岸 真庭市社字三ツ瀬川端139番地の1地先から岡山市北区建部町三明寺字保岡前11番 右岸 真庭市豊栄字宮ノ上1119番1地先から岡山市北区建部町品田字上保木5番5地先
一級河川 旭川水系 砂川	区域㉔	左岸 } 右岸 } 赤磐市町苅田字八丁 1047 番 1 地先の県道橋下流端から百間川との合流点
一級河川 旭川水系 宇甘川	区域㉕	左岸 } 右岸 } 日山谷川との合流点から旭川との合流点
一級河川 旭川水系 備中川	区域㉖	左岸 } 右岸 } 中津井川との合流点から旭川との合流点
一級河川 高梁川水系 高梁川	区域㉗	左岸 新見市菅生7943-8地先から総社市宍粟字杖ノ元564番の1地先豪溪秦橋 右岸 新見市坂本1748-2地先から総社市宍粟字杖ノ元564番の1地先豪溪秦橋
一級河川 高梁川水系 小田川	区域㉘	左岸 井原市芳井町吉井字佐原69から倉敷市真備町妹字市場3110-2地先 右岸 井原市芳井町吉井字竹の内249-1から倉敷市真備町妹字猿掛3367-1地先
一級河川 高梁川水系 成羽川	区域㉙	左岸 } 右岸 } 領家川との合流点から高梁川との合流点

河川名	区 域	
二級水系 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	区域⑩	左岸 岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先から岡山市北区矢坂西町2063-6地先 右岸 岡山市北区栢谷字免谷13-1地先から岡山市北区尾上字飼料173-1地先
二級水系 笹ヶ瀬川水系 砂川	区域⑪	左岸 岡山市北区大窪字西畑631から岡山市北区一宮字今溝345 右岸 岡山市北区大窪字大門718から岡山市北区一宮字中田697
二級水系 倉敷川水系 倉敷川	区域⑫	左岸 倉敷市船倉町字葎原1291番の5地先から海に至る 右岸 倉敷市中央一丁目468番の9地先から海に至る
二級水系 里見川水系 里見川	区域⑬	左岸 浅口郡里庄町大字里見字後ノ下6422番の1地先から道口川との合流点 右岸 浅口郡里庄町大字里見字郷ノ町6517番地先から道口川との合流点

河川名	区 域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
吉井川	区域⑩	吹屋町 水位観測所	津山市 吹屋町	・ 氾濫発生水位（5.20m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局	津山市 鏡野町 美咲町
		小桁 水位観測所	津山市 小桁	・ 氾濫発生水位（7.60m）に到達 ・ 巡視により、氾濫発生を確認	美作県民局	津山市 美咲町
		塚角 水位観測所	久米郡 美咲町塚角	・ 氾濫発生水位（9.30m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局 備前県民局	美咲町 赤磐市
		周匝 水位観測所	赤磐市 周匝	・ 氾濫発生水位（8.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局 美作県民局	赤磐市 和気町 美作市 美咲町
		佐伯 水位観測所	和気郡 和気町矢田	・ 氾濫発生水位（11.0m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	和気町
千町川	区域⑪	千町 水位観測所	瀬戸内市 邑久町本庄	・ 氾濫発生水位（2.30m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	岡山市 瀬戸内市
千町古川	区域⑫					
千田川	区域⑬	福中 水位観測所	瀬戸内市 邑久町福中	・ 氾濫発生水位（3.45m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	岡山市 瀬戸内市
		千田 水位観測所	瀬戸内市 長船町福里	・ 氾濫発生水位（3.80m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	瀬戸内市 備前市
千田川放水路	区域⑭					
香登川	区域⑮					
金剛川	区域⑯	吉永中 水位観測所	和気郡 和気町吉田	・ 氾濫発生水位（4.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	備前市 和気町

河川名	区 域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
八塔寺川	区域⑰	板屋上 水位観測所	備前市 吉永中神根本	・氾濫発生水位（3.90m）に到達 ・巡視により、氾濫発生を確認	備前県民局	備前市 和気町
吉野川	区域⑱	林野 水位観測所	美作市 朽木	・氾濫発生水位（4.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局 備前県民局	美作市 美咲町 勝央町 和気町
梶並川	区域⑲	火の神 水位観測所	美作市 楢原中	・氾濫発生水位（4.00m）に到達 ・巡視により、氾濫発生を確認	美作県民局	美作市 勝央町
加茂川	区域⑳	日上 水位観測所	津山市 川崎	・氾濫発生水位（5.10m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局	津山市
宮川	区域㉑	東一宮 水位観測所	津山市 東一宮	・氾濫発生水位（4.20m）に到達 ・巡視により、氾濫発生を確認	美作県民局	津山市
滝川	区域㉒	東吉田 水位観測所	勝田郡 勝央町東吉田	・氾濫発生水位（2.40m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局	美作市 勝央町 奈義町
旭川	区域㉓	勝山 水位観測所	真庭市 草加部	・氾濫発生水位（4.90m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局	真庭市
		落合 水位観測所	真庭市 法界寺	・氾濫発生水位（6.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局 備前県民局	真庭市 美咲町 岡山市 吉備中央町
砂川	区域㉔	正崎 水位観測所	赤磐市 正崎	・氾濫発生水位（4.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	赤磐市
		上道 水位観測所	岡山市東区 竹原	・氾濫発生水位（6.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	岡山市
宇甘川	区域㉕	宇甘 水位観測所	岡山市北区 御津宇甘	・氾濫発生水位（3.80m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局	岡山市 吉備中央 町
備中川	区域㉖	垂水 水位観測所	真庭市 下方	・氾濫発生水位（1.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	美作県民局	真庭市
高梁川	区域㉗	昭和橋 水位観測所	新見市 高尾	・氾濫発生水位（3.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	新見市
		正田 水位観測所	新見市 新見	・氾濫発生水位（3.90m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	新見市
		長屋 水位観測所	新見市 長屋	・氾濫発生水位（5.80m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	新見市

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	通報担 当官署	関係水防 管理団体
高梁川	区域⑳	方谷 水位観測所	高梁市 高倉町飯部	・ 氾濫発生水位（6.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	高梁市
		高梁(県) 水位観測所	高梁市 落合町 近似	・ 氾濫発生水位（5.80m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	高梁市
		広瀬 水位観測所	高梁市 玉川町玉	・ 氾濫発生水位（9.30m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	総社市 高梁市
小田川	区域㉑	芳井 水位観測所	井原市 芳井町吉井	・ 氾濫発生水位（4.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	井原市 矢掛町
		井原 水位観測所	井原市 西江原町	・ 氾濫発生水位（4.50m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	井原市 笠岡市 矢掛町 広島県福山市
		矢掛 水位観測所	小田郡 矢掛町矢掛	・ 氾濫発生水位（4.20m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	矢掛町 倉敷市 笠岡市
成羽川	区域㉒	成羽 水位観測所	高梁市 成羽町下原	・ 氾濫発生水位（5.30m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	高梁市
笹ヶ瀬川	区域㉓	首部 水位観測所	岡山市北区 首部	・ 氾濫発生水位（5.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備前県民局 備中県民局	岡山市 倉敷市
砂川	区域㉔	宮瀬橋 水位観測所	岡山市北区 一宮	・ 氾濫発生水位（4.70m）に到達 ・ 巡視により、氾濫発生を確認	備前県民局 備中県民局	岡山市 倉敷市
倉敷川	区域㉕	彦崎 水位観測所	岡山市南区 彦崎	・ 氾濫発生水位（3.20m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局 備前県民局	倉敷市 早島町 岡山市 玉野市
里見川	区域㉖	金光 水位観測所	浅口市金光町 占見新田	・ 氾濫発生水位（5.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	備中県民局	倉敷市 浅口市 里庄町

(2) 氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	例外的な対応をする区域	
旭川	区域③	岡山県岡山市東西中島地区
		岡山県岡山市後楽園地区
高梁川	区域⑤	左岸 岡山県総社市宍粟地区

(3) 氾濫等の通報伝達系統図

イ 国土交通大臣が管理する河川（洪水予報河川）：区域①～⑥
別表第2号～第4号（P.63～70）のとおりとする。

- ロ 県知事が管理する河川（洪水予報河川）：区域⑦～⑨
別表第5号（P.71）、第6号（P.72）のとおりとする。
- ハ 県知事が管理する河川（水位周知河川）：区域⑩～㉓
第4章第2節第3項第3号ハ（P.27）のとおりとする。

（4）氾濫等の通報の発表形式

- イ 国土交通大臣が管理する河川（洪水予報河川）：区域①～⑥
様式第1－7号（P.282～284）のとおりとする。
- ロ 県知事が管理する河川（洪水予報河川）：区域⑦～⑨
様式第2－3号（P.291～293）のとおりとする。
- ハ 県知事が管理する河川（水位周知河川）：区域⑩～㉓
様式第3－3号（P.296）のとおりとする。

第5章 雨量・水位状況の観測及び通報

第1節 雨量の観測及び通報

1 通報基準

雨量観測員及び県民局長（地域事務所長）は、次の通報基準及び通報連絡の方法により、昼夜間にかかわらず水防本部長に通報するものとする。ただし、水防本部長から特別の指示があった場合は、当該指示に従うものとする。

- (1) 24時間以内に80mm以上の降雨があったとき。
- (2) 時間雨量が20mmを超えたとき。
- (3) (1)の通報発信後なお引き続き降雨のあったときは、30mmを超えるごとに通報する。

2 通報連絡

- (1) 雨量観測員は、次の要領により、所轄県民局長（地域事務所長）に通報するものとする。
- (2) 各県民局長は、管内観測所及び関係地域事務所からの雨量の情報を取りまとめ、次の要領により、速やかに水防本部長に通報するものとする。

3 通報要領

水防本部長が特別に指示する場合、通報する。

4 通報系統

雨量通報は、別表第44号(P.131～P.132)に示す通報系統図に従って通報する。

5 水防管理団体への情報提供

雨量に関する情報については、水防テレメーターシステムを通じて、関係水防管理団体に提供する。

6 県内雨量観測所

別表第43号(P.125～P.130)のとおりとする。

第2節 水位の観測及び通報

1 通報連絡

- (1) 水防管理者及び県営量水標管理者は、次の要領により、所轄県民局長（地域事務所長）に通報するものとする。
- (2) 県民局長は、管内観測所及び関係地域事務所からの水位の情報を取りまとめ、次の要領により、速やかに水防本部長に通報するものとする。

2 通報要領

急激な水位変動又は河川の異常を認めたとき若しくは水防本部長が特別に指示する場合、通報する。

3 通報系統

水位通報は、別表第47号(P.173)に示す通報系統図に従って通報し、やむを得ない事情によりこの系統によることのできない場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に通報する。

4 水防管理団体への通報

各県民局長は、次の通報基準により、水位に関する情報を関係水防管理団体に通報するものとする。

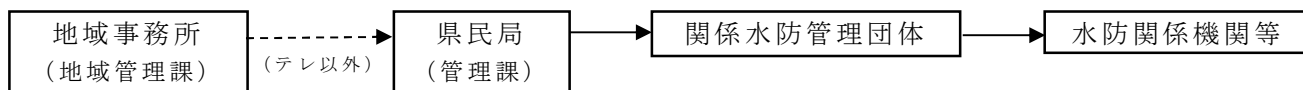
(1) 通報基準

- イ 水位が水防団待機水位に達したとき。（水防警報）
- ロ 水位が氾濫注意水位に達したとき。（洪水予報※、水防警報）
- ハ 水位が避難判断水位に達したとき。（洪水予報※、水位周知）
- ニ 水位が氾濫危険水位に達したとき。（洪水予報、水位周知）
- ホ 水位が氾濫発生水位に達したとき。（洪水予報、水位周知）

※当該水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

(2) 通報系統

県民局長は、水系全体の雨量及び水位の状況を把握し、必要に応じ県民局の管内を越えた上流域の水位を水防管理団体に通報するものとする。



5 県内水位観測所

別表第45号(P.133～P.141)のとおりとする。

6 主要水位観測所断面図

別表第46号(P.142～P.172)のとおりとする。

7 潮位観測所
(1)自己検潮所

所 属	観測所名	位 置		観測基準面	備 考
		市	大 字		
岡山地方 気 象 台	宇 野	玉 野	宇 野	(標高) -1.761m	テレメーター 隣接：玉野地域気象観測所 (風向、風速、降水量、気温、湿度、日照時間(推計))
岡山河川 事 務 所	沖 元	岡 山	沖 元	(T P 下) ±0	テレメーター
	九 蟠	岡 山	九 蟠	-1.771	水防警報対象観測所, テレメーター
	三 蟠	岡 山	新 築 港	±0	水防警報対象観測所, テレメーター
	乙 島	倉 敷	玉 島 乙 島	±0	水防警報対象観測所, テレメーター
県	玉 野	玉 野	宇 野	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	牛 窓	瀬 戸 内	牛 窓 町	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	高 島	岡 山	新 築 港	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	水 島	倉 敷	水 福 崎 島 町	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	玉 島	倉 敷	玉 島 乙 島	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	笠 岡	笠 岡	港 町	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	日 生	備 前	日 生 町	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター
	児 島	倉 敷	児 島	±0	水防警報対象観測所 風向、風速 テレメーター

(2) 県営自記検潮観測人は、水防本部の指示を受けたとき又は潮位に異常を認めたときは、所要の事項を直ちに水防本部に連絡すること。
なお、水防本部長は、必要に応じ関係機関へ連絡する。

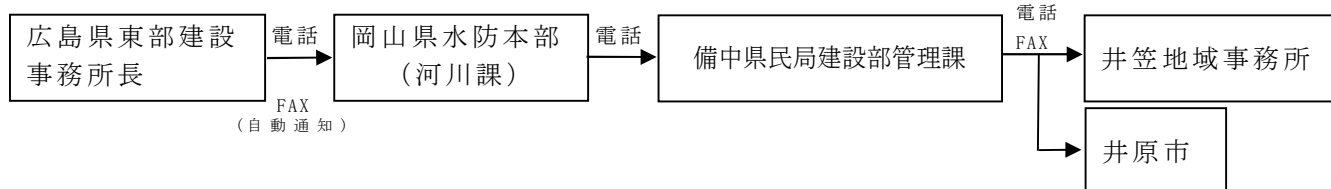
第3節 広島県と関連する河川の情報収集

広島県に上流端を有する高梁川水系小田川の水位について、次の要領により広島県（広島県東部建設事務所 電話 084-921-1311）から情報の提供を受けるものとする。

1 水 位

- 山野水位観測所（広島県福山市山野町山野橋下流零点標高 96.500m）における水位が、
- (1) 2.00m（水防団待機水位相当）に達したとき。
 - (2) 3.00m（氾濫注意水位相当）に達したとき。
 - (3) 急激な水位の変動があったとき及びその他の河川の異常を認めたとき。
 - (4) 岡山県から要請があったとき。

広島県（広島県東部建設事務所長）は、岡山県（河川課長）へ通報（電話）すること。



第6章 水防管理団体の業務

第1節 業務の開始

水防管理者は、自ら把握する雨量、水位に関する情報及び水防本部から通知される雨量、水位に関する情報並びに気象庁から発表される気象情報に基づき、その管理区域内の水防を十分に果たすことのできるよう活動しなければならない。

第2節 業務

水防管理者は、管轄区域内の消防機関又は水防団体を指揮して、次の業務を行う。

1 安全確保

水防管理者は、津波発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう、各水防管理団体の水防計画において、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で出動するよう、必要な措置を定めるものとする。特に津波発生時の活動においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、活動を行わず避難するものとする。

2 連絡

水防管理者は、常に岡山河川事務所、県民局、警察及び隣接の他の水防管理団体と密接な連絡をとらなければならない。

その連絡方法については、あらかじめ打合せを行い、綿密な計画を樹立しておくものとする。

3 情報収集及び記録

水防管理者は、管轄区域内の各河川、海岸、港湾等の状況を把握するため、延長1 km又は2 kmごとに常時巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄県民局長に連絡して、必要な指示を受けなければならない。

また、水防活動を開始した場合は、水防実施状況報告書（様式第6号(P.318)）に必要な事項を記録しておかなければならない。

4 出動準備

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は管内水防団及び消防機関に対して出動準備をさせなければならない。（法17）

(1)水位（潮位）が水防団待機水位（通報潮位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

(2)気象状況等によって洪水、津波又は高潮の危険が察知されるとき。

5 出 動

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は直ちに管内水防団及び消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動を命じ、警戒配置に就かせるものとする。この場合は、直ちに関係県民局長に報告しなければならない。(法 17)

- (1) 水位（潮位）が、氾濫注意水位（警戒潮位）に達したとき。
- (2) 県南部海岸にあっては、風速 15m/s 以上の南寄りの風が吹き、同時に満潮時になるとき。

6 非常警報及び作業開始

水防管理者は、出動命令を出したときは、管内水防区域の監視、警戒を密にし、重要水防箇所を始め、既往の被害箇所その他特に危険と思われる箇所を中心に、堤防全体にわたり巡視を行い、特に次の異常を発見したときは、直ちに岡山河川事務所長又は県民局長に報告するとともに水防作業を開始しなければならない。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
- (3) 天端の亀裂及び沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

7 警察官等の援助の要請

- (1) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。(法 22)
- (2) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。(法 24)

8 水防作業

水防管理者は、管内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、岡山河川事務所長又は県民局長に指導のための所員の派遣を要請するものとする。

9 応 援

水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。このため、各水防管理者は、利害を共通する隣接の管理者と洪水防御について、あらかじめ相互救援、費用の負担等について協定しておくものとする。(法 23)

10 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を関係県民局長、管轄警察署長、氾濫する方向の隣接水防管理団体及び付近の住民に対して通報しなければならない。また、決壊したときにおいてもできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。(法 25、26)

11 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者等に対し、防災無線、ラジオ、信号又は広報その他あらゆる方法により、立退き又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示しなければならない。立退き又は緊急に安全を確保すべき対応の指示をする場合には、当該区域の管轄警察署長にその旨を通知しなければならない。水防管理者は、あらかじめ管轄警察署長と協議の上、立退き計画を作成し、予定立退き先、経路等に必要な措置を講じておかなければならない。(法 29)

12 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、様式第6号(P.318)により、県民局長を経由して水防本部長に報告するとともに、水防記録(様式第5号(P.312~P.317))を作成して、これを保管しなければならない。(法 47)

- (1)天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2)警戒出動及び解散命令の時刻
- (3)水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4)水防作業の状況
- (5)堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6)使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7)法第28条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8)障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (9)土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
- (10)応援の状況
- (11)居住者出動の状況
- (12)警察又は自衛隊の援助状況
- (13)現場指導員氏名
- (14)立退きの状況及びその指示理由
- (15)水防に従事した者の死傷
- (16)功労者及びその功績
- (17)爾後の水防につき考慮を要する点その他水防管理の所見
- (18)堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- (19)その他必要な事項

13 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用を各々負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体の間の協議によるものとする。(法 23、41)

14 水防管理団体の資材等の備蓄基準

水防管理団体においては、別表第 49 号(P. 175)の基準により水防倉庫並びに器具及び資材を整え備蓄しておくものとする。

15 資材の調査及び補充

資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査しておいて緊急時の補給に備えること。

また、器具及び資材が使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

第 3 節 業務の閉鎖

水防管理者は、水防本部長から水防体制解除の通知があったとき若しくは水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動が必要なくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに岡山河川事務所長及び県民局長に対してその旨報告するものとする。

第 4 節 輸 送

水防管理団体は、非常の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。

第7章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法 28)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第2節 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては別表第 50 号(P. 175)に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

第3節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、別表第 51 号(P. 175)の証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡すものとする。

第4節 損失の補償

前節の権限の行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。(法 28)

第8章 水門及び樋門等の操作

第1節 安全確保

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うとともに、特に津波発生時の閉鎖においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難するものとする。

第2節 操作

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、洪水又は高潮に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。また、津波に関する気象情報等の通知を受けたときは、必要に応じて門扉等の閉鎖を行うものとする。

第9章 水防標識及び身分証票

第1節 水防標識

- 1 水防のため、出動する車は、別表第52号(P.176)による標旗を用いなければならない。
(法18)
- 2 前号の車に随行する者は、別表第53号(P.176)の腕章をつけるものとする。

第2節 身分証票

県の職員の身分証票は、別表第54号(P.177)のとおりである。

県の職員が水防のために必要な土地に立ち入り、又は指導等のため現場に赴くときは、定められた水防公務証を携行するものとする。

第10章 水防信号

水防に用いる信号は、別表第55号(P.177)のとおりとする。(法20)

第11章 水防区域

第1節 水防区域

水防区域は、管内の全ての河川及び海岸とする。

第2節 重要水防箇所

洪水、高潮に際し水防上特に注意を要する箇所として、評価基準(別表第56(P.178))に基づき指定した重要水防箇所は、別表第57号から別表第59号(P.179～P.244)までのとおりである。

第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水、高潮対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、別表第60号(P.245～246)のとおりである。

2 高潮浸水想定区域の指定状況

都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高

潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、別表第 60 号(P. 245～246)のとおりである。

3 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 洪水・高潮ハザードマップ

洪水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた第 1 2 章第 1 節第 3 項に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 55 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る

ために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定、公表状況及び関係市町は、別表第60号(P.245～246)のとおりである。

2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報

の発令及び伝達に関する事項

- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第13章 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

1 実施事項

- (1) 観 測
- (2) 通 報
- (3) 工 法
- (4) 輸 送
- (5) 樋門、陸閘等の開閉操作
- (6) 避 難

2 実施時期

- (1) 指定水防管理団体（別表第 61 号(P. 247)）は、毎年出水期前に、水防団又は消防機関及び水防協力団体等と協力して、水防訓練を実施することとする。（法 32 の 2①）
- (2) その他の水防管理団体は、指定水防管理団体の例に準じて水防訓練を実施することとする。（法 32 の 2②）

第 14 章 県民局の水防担当区域

備前県民局 岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

└── 東備地域事務所 備前市、赤磐市、和気町

備中県民局 倉敷市、総社市、早島町

├── 井笠地域事務所 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

├── 高梁地域事務所 高梁市

└── 新見地域事務所 新見市

美作県民局 津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

├── 真庭地域事務所 真庭市、新庄村

└── 勝英地域事務所 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村